

男女がともにあゆみ育てるまち

—あいなんの創造—

愛南町男女共同参画推進計画 (後期計画)

—あいなんパートナープラン2015—



平成23年4月

愛南町



『男女がともにあゆみ育てるまち』を目指して

一人ひとりの人権が尊重され、男女が性別に関わりなく、平等に個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとって最重要課題として位置付けられており、人々が将来に夢と希望を持ち、思いやりと活力あふれる町を形成していくために、男女共同参画社会の実現を推進していく必要があります。

少子高齢化や人口減少が急速に進む中、国においては、「男女共同参画社会基本法」の下、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきましたが、近年の経済社会情勢の変化等に対応するため、男女共同参画基本計画（第3次）を策定し、平成22（2010）年12月17日に閣議決定されたところです。

本町では、平成18（2006）年4月に「愛南町男女共同参画推進計画」（前期計画）を策定し、「男女がともにあゆみ育てるまち—あいなんの創造—」を基本理念に掲げ、様々な施策の推進に努めてまいりました。

ここに、本計画策定から中間年を迎えるとともに、国の基本計画が改定されたことから、これまでの成果を踏まえつつ前期計画を見直しし、さらに町民のみなさまからの貴重な御意見や御提言を反映し、「愛南町男女共同参画推進計画」（後期計画）を策定いたしました。

今回の改定により、平成19（2007）年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画としても位置付けるとともに、今後5年間における取組内容を改めてお示ししておりますが、その実現のためには、町民・事業者・団体と行政の協働により、すべての方々が積極的に取り組んでいくことが不可欠でありますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、「町民意識調査」に御協力いただきました町民の方々をはじめ、関係者の皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

平成23年4月
愛南町長 清水 雅文

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
第2章 計画策定の背景	5
1 世界の動き	7
(1) 国際婦人年と国連女性の10年	7
(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	7
(3) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略	7
(4) 北京宣言と行動綱領	7
(5) 女性2000年会議と政治宣言・成果文書	7
(6) 北京宣言及び行動綱領、女性2000年会議成果文書の再確認	7
(7) 東アジア男女共同参画担当大臣会合	7
2 日本の動き	8
(1) 国内行動計画の策定	8
(2) 女子差別撤廃条約批准	8
(3) 男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画	8
(4) 男女共同参画会議の設置	8
(5) 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	8
(6) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の策定	8
(7) 第2次男女共同参画基本計画の策定	8
(8) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	9
(9) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」	9
(10) 「育児・介護休業法」の一部改正	9
(11) 「子ども・子育てビジョン」	9
(12) 第3次男女共同参画基本計画策定に向けた答申	9
(13) 第3次男女共同参画基本計画の策定	9
3 愛媛県の動き	9
(1) 愛媛県福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」を設置	9
(2) 「愛媛県婦人対策推進会議」を設置	9
(3) 県の男女共同参画に関する計画等の策定	10
(4) 県の推進体制の強化	10
4 愛南町の動き	10
(1) 「女性のつどい」 …旧西海町	10
(2) 「城辺町生活文化女性塾」 …旧城辺町	10
(3) 男女共同参画係の設置	10

(4) 町の審議会等委員への積極的登用	11
(5) 町民意識調査(アンケート)の実施	11
(6) 愛南町男女共同参画推進計画「あいなんパートナープラン2015」の策定	11
(7) 愛南町次世代育成支援地域行動計画及び愛南町特定事業主行動計画の策定	11
(8) 愛南町総合計画の策定	11
(9) 愛南町自治基本条例の制定	11
(10) 愛南町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)及び愛南町特定事業主行動計画(後期計画)の策定	11
5 男女共同参画関係年表	1 2
第3章 計画の概要	1 7
1 基本理念	1 9
2 目標と主要課題	2 0
3 計画の性格	2 0
4 計画の期間	2 1
5 計画の体系	2 2
第4章 具体的な取組	2 5
1 男女の人権の尊重	2 7
重点目標① 男女間のあらゆる暴力の根絶	27
重点目標② 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	30
重点目標③ メディアにおける女性の人権尊重	32
2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	3 4
重点目標④ 社会における制度や慣行についての配慮	34
重点目標⑤ 男女平等を推進する教育・学習の充実	36
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	3 8
重点目標⑥ 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	38
重点目標⑦ 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	40
重点目標⑧ 地域社会での男女共同参画の促進	42
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	4 4
重点目標⑨ 家庭生活での男女共同参画の促進	44
重点目標⑩ 仕事と育児・介護等の両立支援	46
重点目標⑪ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	48
5 働く場における男女共同参画の推進	5 0
重点目標⑫ 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	50
重点目標⑬ 多様な働き方への条件整備	52
重点目標⑭ 農山漁村における男女共同参画の確立	53
第5章 計画達成のための指標(数値目標)	5 5
計画達成のための指標(数値目標)	5 7

第6章 計画の推進	59
1 男女共同参画推進計画の位置付け	61
2 推進体制の充実	61
3 事業の進行管理	62
4 町民・事業者・団体等との協働	62
5 国・県・関係機関との連携	62
第7章 参考資料	63
「男女共同参画社会づくりのための愛南町民意識調査」結果	65
男女共同参画社会基本法	79
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	82
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)	88
愛媛県男女共同参画推進条例	94
愛南町男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱	98
用語解説	99

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が着実に進められてきました。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正・施行、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行など、法律や制度面からも大きな変化・進展が見られ、特に平成 11(1999)年 6 月には「男女共同参画社会基本法」が施行されるなど、男女共同参画社会の実現は、21 世紀を迎えた我が国社会にとって最重要課題に位置付けられてきたところ です。国では、「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画を平成 12(2000)年に策定後、時代の変化に対応しながら平成 17(2005)年に第 2 次計画を、平成 22(2010)年に第 3 次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさらなる取組を進めています。

愛南町におきましても、少子高齢社会の到来や労働に対する意識の変革、女性の人権についての意識の高まりといった、男女をめぐる内外の社会状況の変化や意識の変革によって生じているさまざまな課題に取り組み、行動していく必要性があり、平成 18(2006)年に本町の今後の男女共同参画社会の実現を目指した取組の指針となる「愛南町男女共同参画推進計画」を策定しました。

これまでの取組により、少しずつではありますが、男女共同参画に関する政策的な分野での改善はなされてきました。しかしながら、人々の意識や行動、社会の慣習や慣行等においては、いまだに女性に対する差別や偏見、また、一人ひとりが個性や能力を発揮する多様な生き方の選択を阻害するような男女の固定的な役割分担意識が強く残されています。このことは、女性だけ、または男性だけの問題ではなく、お互いが自分たちの問題として考えていかなければなりません。

本計画は、愛南町におけるこれまでの男女共同参画計画の取組の進捗状況や課題を整理し、平成 23(2011)年 4 月から始まる新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

(1) 国際婦人年と国連女性の10年

国連は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促進するために、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上をめざすための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までを「国連婦人の 10 年」とし、そのテーマを「平等・開発・平和」とすることが宣言されました。

(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 54(1979)年の国連総会において、女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層推進されることとなりました。

(3) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和 60(1985)年には、ナイロビで「国連婦人の 10 年最終年世界会議」が開催され、この 10 年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するための 2000 年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

(4) 北京宣言と行動綱領

平成 7(1995)年には、ナイロビ将来戦略を見直し、2000 年に向けた優先行動計画をたてるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第 4 回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など 12 の重要分野について「女性のエンパワーメント（力をつけること）」を図ることを目的としていますが、なかでも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されます。

(5) 女性2000年会議と政治宣言・成果文書

平成 12 年(2000)年に、「21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言及び行動綱領の目標達成に向けた決意表明である「政治宣言」と、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

(6) 北京宣言及び行動綱領、女性2000年会議成果文書の再確認

平成 17(2005)年に、第 49 回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性 2000 年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

(7) 東アジア男女共同参画担当大臣会合

平成 18(2006)年に東アジアにおける初の会合である「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が東京において開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

2 日本の動き

(1) 国内行動計画の策定

女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和 50(1975)年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52(1977)年には「世界行動計画」を受けて、向こう 10 年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

(2) 女子差別撤廃条約批准

昭和 55(1980)年の「国連婦人の 10 年中間世界会議」において、「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和 59(1984)年に国籍法、戸籍法の改正が、昭和 60(1985)年に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和 60(1985)年に条約を批准しました。

(3) 男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が、平成 12(2000)年 12 月に閣議決定されました。基本計画では、11 の重点目標を掲げ、平成 22 年度までを見越した施策の基本的方向と、平成 17 年度末までに実施する具体的施策の内容が示されました。

(4) 男女共同参画会議の設置

平成 13(2001)年 1 月に、内閣府の重要施策会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置されました。内閣官房長官を議長とし、国务大臣 12 名と、内閣総理大臣の任命する有識者 12 名により構成され、その役割は、男女共同参画基本計画作成に当たり内閣総理大臣に意見を述べること、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること、これらに関する施策の監視や影響調査を行うことなどです。

(5) 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」

平成 15(2003)年 6 月に「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定しました。様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジモデルの提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及しています。

(6) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の策定

平成 16(2004)年 12 月改正配偶者暴力防止法が施行され、同日付で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が主務大臣により策定され、法に基づく施策の運用について記述しています。

(7) 第 2 次男女共同参画基本計画の策定

平成 17(2005)年 12 月に第 2 次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。改定に当たっての基本的な考え方を「男女がともに輝く社会へ」とし、12 の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成 32(2020)年までを見通した長期的な施策の方向性と、平成 22(2010)年度末までに実施する具体的施策を記述しています。

(8) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正

平成 19(2007)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）の改正法が制定され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

(9) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

平成 19(2007)年 12 月の関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。それに基づき、平成 20(2008)年を「仕事と生活の調和元年」と位置付けました。

(10) 「育児・介護休業法」の一部改正

平成 21(2009)年 6 月に、育児・介護休業法の一部が改正されました。子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設といった内容が盛り込まれました。

(11) 「子ども・子育てビジョン」

平成 22(2010)年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。社会全体で子育てを支え、生活、仕事、子育てにおいて個人の希望が実現できる社会を目指して、12 の主要施策を打ち出しています。

(12) 第 3 次男女共同参画基本計画策定に向けた答申

男女共同参画会議は、内閣総理大臣からの諮問を受け、平成 22(2010)年 7 月に「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を政府へ答申しました。

(13) 第 3 次男女共同参画基本計画の策定

平成 22(2010)年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。改定に当たっての基本的な考え方を「男女がともに輝く社会へ」とし、15 の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成 32(2020)年までを見通した長期的な施策の方向性と、平成 27(2015)年度末までに実施する具体的施策を記述しています。

3 愛媛県の動き

(1) 愛媛県福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」を設置

昭和 54(1979)年に女性行政に関する施策の総合的な窓口として「婦人対策班」を設置、昭和 58(1983)年には班を改め「婦人対策室」が設置されました。昭和 59(1984)年には、県生活福祉部に婦人福祉課を設置し、女性施策についての本格的な取組が始められました。

(2) 「愛媛県婦人対策推進会議」を設置

女性に関する施策について連絡調整と総合的な全面・推進を図るために、昭和 58(1983)年「愛媛県婦人対策推進会議」が、平成 2(1990)年には「愛媛県婦人（現：女性）とくらしの対策推進本部」が設置されました。そして、平成 4(1992)年には女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、愛媛県「男女共同参画社会づくり推進県民会議」が設立されました。

(3) 県の男女共同参画に関する計画等の策定

昭和 58(1983)年の「愛媛の婦人対策基本指針」、平成元年(1989)年の「第2次愛媛の婦人対策基本指針」の策定に続き、平成4(1992)年には「愛媛県女性行動計画」、更に平成9(1997)年にその改定版を策定するなど愛媛県の女性施策の基本的方向を明らかにし、具体的な施策に取り組んできました。

その後、この「女性行動計画(改訂版)」の目標年度が平成12(2000)年で最終年度を迎えたことから平成22(2010)年度を目標年度とする「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」を策定しました。

(4) 県の推進体制の強化

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、昭和62(1987)年に「愛媛県婦人総合(現:愛媛県男女共同参画)センター」が設置され、平成3(1991)年4月に、愛媛県における男女共同参画社会づくりの活動拠点として「(財)えひめ女性財団」を設立するなど、相談事業をはじめとする各種の事業を実施しています。平成12(2000)年には、愛媛県県民環境部に「男女共同参画局」(現:県民環境部県民協働局男女参画課)を設置し、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を行っています。また、同年「愛媛県男女共同参画推進本部」も設置し、推進体制の強化が図られました。平成14(2002)年4月には、愛媛県の男女共同参画社会を推進する施策の基本となる事項を定めた「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行されました。

4 愛南町の動き

(1) 「女性のつどい」 …旧西海町

平成3(1991)年に、「西海町女性のつどい実行委員会」を組織し、活動を開始しました。以後、毎年講演会や体験発表など、地域の女性に関する意識の啓発活動を行っています。女性自身の手で運営研修し、男女共同参画型社会や多様化する社会に対応できる女性を目指し、充実した活動の機会を広げています。また、町村合併後も、引き続き講演会の実施など、地域の教育力の活性化、女性団体活動の推進に向け活動の場を広げています。

(2) 「城辺町生活文化女性塾」 …旧城辺町

平成4(1992)年に「城辺町生活文化女性塾」を結成し、活動を開始しました。以後、年間を通じて環境・福祉・文化等に関する活動を行い、また、町内の施設や団体に対しては、環境保全やボランティア活動を通じて意識の醸成を図るなど、町村合併後も積極的に活動を行っています。

(3) 男女共同参画係の設置

平成16(2004)年10月の町村合併時において、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であるとした国の方針を実現していくため、今後の愛南町の町づくりにおける積極的に取り組むべき新たな行政課題の一つとして、総務課内に男女参画室を設置し、この分野を専門に担当する部署として取組が始まりました。

翌年の4月、組織の変更に伴い総務課内に男女参画係を配置し、男女共同参画社会の実現へ向けた取組を行っています。

(4) 町の審議会等委員への積極的登用

新町での各種審議会等委員の登用は必ず半分を女性委員とするなど、これまで男性優位とされてきた各種委員への登用について、理事者判断により、できるだけ多くの女性の意見が町政に反映されるように配慮してきています。

(5) 町民意識調査(アンケート)の実施

平成 17(2005)年 10 月に、町民 1,000 人を対象とした「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」を行い、男女共同参画社会についての町民の実態を把握した上で、計画策定の基礎資料としました。

(6) 愛南町男女共同参画推進計画「あいなんパートナープラン2015」の策定

平成 17(2005)年 8 月に、学識経験者や関係団体の代表者からなる「愛南町男女共同参画推進計画策定委員会」を設置し、男女共同参画社会づくりに向けて、愛南町が取り組むべき方向や施策について、広く意見を収集し、協議を重ね本計画を策定しました。また、この計画策定にあたっては庁内の関係する部署の職員で「愛南町男女共同参画推進計画庁内連絡会」を設け、各行政分野における男女共同参画について検討し、計画の素案づくりに参画しました。

(7) 愛南町次世代育成支援地域行動計画及び愛南町特定事業主行動計画の策定

平成 17(2005)年 3 月に「子供の愛顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン」を基本理念とする「愛南町次世代育成支援地域行動計画(前期計画)」を策定しました。また、同年 4 月に「愛南町特定事業主行動計画(前期計画)」を策定し、町職員が仕事と子育ての両立を図りやすい職場環境の整備に取り組んでいます。

(8) 愛南町総合計画の策定

平成 18(2006)年 3 月に策定した、「ともにあゆみ育て創造するまち～愛南町～」を将来像とする愛南町総合計画において、「男女共同参画」が施策の大綱の一つに加えられ、愛南町における男女共同参画社会の実現に向けた方向性が明確になりました。

平成 22(2010)年 4 月に策定された「愛南町総合計画後期基本計画」の中でも、引き続き重要な施策の一つとして取り組んでいます。

(9) 愛南町自治基本条例の制定

平成 19(2007)年 12 月、愛南町自治基本条例を制定し、町政への住民参画を推進する制度を確立しました。この条例の第 7 条の規定には、「住民、事業者及び町は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女がお互いを尊重し、それぞれの個性や能力を發揮できる環境づくりに努めなければなりません。」と謳われています。

(10) 愛南町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)及び愛南町特定事業主行動計画(後期計画)の策定

平成 22(2010)年 3 月に「愛南町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもが健やかに育っていける環境づくりを地域社会全体で支援していく体制づくりを推進しています。また、同年 4 月に「愛南町特定事業主行動計画(後期計画)」を策定し、本町の実情を踏まえつつ、より一層、町職員の仕事と子育ての両立が図られるよう、必要な職場環境の整備に取り組んでいます。

5 男女共同参画関係年表

	世界	日本	愛媛県	愛南町
1975年 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議開催(「世界行動計画」「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択) ・「国連婦人の10年」('76~'85)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 		
1977年 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> ・国連「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」策定 		
1979年 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」設置 	
1980年 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年中間世界会議」において「女子差別撤廃条約」署名 		
1981年 (昭和56)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約(第156条)」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県婦人広報誌「えひめの女性」創刊 	
1982年 (昭和57)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連、女子差別撤廃条約に関する委員会発足 ・国連総会「国際平和と協力推進への婦人の参加に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 ・労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置 		
1983年 (昭和58)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人少年問題審議会」が男女雇用平等法制定に向けて中間報告を発表 ・法制審議会の国籍法部会が国籍法の全面改正要綱案を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛の婦人対策基本指針」の策定 ・「婦人対策班」を改め「婦人対策室」設置 ・「愛媛県婦人対策推進会議」設置 	
1984年 (昭和59)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議」のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京)を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法、戸籍法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県婦人総合センター調査研究委員会」設置 ・生活福祉部に「婦人福祉課」設置 	

	世界	日本	愛媛県	愛南町
1985年 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・「国連婦人の10年世界会議」開催(ナイロビ)、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択。NGO フォーラム 並行開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法一部改正公布(女性の年金権の確立) ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「女子差別撤廃条約」批准 		
1986年 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 		
1987年 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(以下「新国内行動計画」)策定 ・所得税法一部改正法公布により配偶者特別控除制度創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県婦人総合(現:愛媛県男女共同参画センター)」設置 	
1989年 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省「新学習指導要領」告示(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等) ・「パートタイム労働指針」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次愛媛の婦人対策基本指針」の策定 ・「愛媛県婦人問題(女性の課題)検討委員会」の設置 	
1990年 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」見直し方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県県民福祉部に婦人局を設置 ・「愛媛県婦人(現:女性)とくらしの対策推進本部」設置 	
1991年 (平成3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO総会「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県女性県政広報誌「フィーリング オブ愛媛」の創刊 ・愛媛県生活文化総室に女性局を設置 ・「(財)えひめ女性財団」設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西海町女性のつどい実行委員会」設置
1992年 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(リオデジャネイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働省「介護休業等に関するガイドライン」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立 ・「愛媛県女性行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「城辺町生活文化女性塾」結成
1993年 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」公布・施行 ・「保健婦助産婦看護婦法」改正(男性保健士認める) 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県女性行政広報誌「えひめの女性」を「えひめの女・男(ひとびと)」と改称・発行 	

	世界	日本	愛媛県	愛南町
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際家族年 ・「世界女性会議エスカップ地域準備会議」開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」採択 ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間法公布・施行(一般職の国家公務員に介護休暇制度創設) ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」(法務省) 		
1995年 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会開発の世界サミット」開催(コペンハーゲン) ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催、「北京宣言」「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正 ・ILO第156号条約(家族的責任条約)批准 		
1996年 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」(「新国内行動計画」第2次改定)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県男女共同参画マガジン「DAN男DAN」発行 	
1997年 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「無償労働の貨幣評価について」発表(経済企画庁) ・「労働省婦人局」を「労働省女性局」に、「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県女性行動計画」改訂版策定 	
1998年 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法―男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり―」答申 		

	世界	日本	愛媛県	愛南町
1999年 (平成11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県男女共同参画会議」設置 	
2000年 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」施行 ・「健康日本21」の実施 ・「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会」設置 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民環境部に「男女共同参画局」設置 ・「愛媛県男女共同参画推進本部」設置 ・「えひめ国際男女共同参画フォーラム」開催 	
2001年 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ドメスティック・バイオレンス根絶フォーラム」開催 ・「愛媛県男女共同参画計画ーパートナーシップえひめ21」策定 	
2002年 (平成14)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正育児・介護休業法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 	
2003年 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県県民環境部県民協働局に改組 ・県民協働局男女参画課と改称 	
2004年 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・「改正DV法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・町村合併時、愛南町総務課内に「男女参画室」設置

	世界	日本	愛媛県	愛南町
2005年 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)開催、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議成果文書」の再確認 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 総務課「男女参画係」に組織変更 「愛南町男女共同参画推進計画策定委員会」設置 「愛南町男女共同参画推進計画庁内連絡会」設置 次世代育成支援地域行動計画(前期計画)策定 「愛南町特定事業主行動計画(前期計画)」策定
2006年 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県男女共同参画計画ーパートナーシップえひめ21」中間改定 「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 愛南町総合計画「ともにあゆみ育てる創造するまち～愛南町～」において男女共同参画が施策の大綱に 愛南町男女共同参画推進計画「あいなんパートナープラン2015」策定
2007年 (平成19)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(ニューデリー) 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県県民環境部管理局に改組、管理局男女参画課と改称 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛南町自治基本条例」制定
2008年 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> 管理職対象のDV啓発研修会開催 男女共同参画をテーマとした防災フォーラム実施
2009年 (平成21)				<ul style="list-style-type: none"> 職員対象の男女共同参画講座実施
2010年 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> 「第15回アジア太平洋経済協力女性リーダーズネットワーク会合」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育てビジョン」閣議決定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県特定事業主行動計画(後期計画)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛南町総合計画後期基本計画」策定 「愛南町次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定 「愛南町特定事業主行動計画(後期計画)」策定 職員対象の男女共同参画講座実施

第3章 計画の概要

1 基本理念

「男女がともにあゆみ育てるまち ーあいなんの創造ー」

愛南町総合計画では、「ともにあゆみ育て創造するまち～愛南町～」を将来像とし、その将来像を現実のものとするために「人と自然が共生するまち」、「人と人が協働するまち」、「人と地域が共栄するまち」の3つの基本理念を掲げ、それらの実現のため、総合的、計画的なまちづくりを展開していきます。

すべての人々が生き生きと幸せに暮らしていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、男女が性別にかかわらず、平等に個性や能力を発揮できる男女共同参画社会が実現されなければなりません。

そこで、本計画では「男女がともにあゆみ育てるまちーあいなんの創造ー」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

まちづくりの推進にあたっては、その基盤となる私たち一人ひとりの人権尊重への普遍的な取組が求められます。人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、男女平等の達成をめざして、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、様々な施策に積極的に取り組みます。

2 目標と主要課題

「男女がともにあゆみ育てるまちーあいなんの創造ー」を基本理念として掲げ、「男女共同参画社会の実現」の目標を達成するために、次の5つを主要課題として定め取り組みます。

- 主要課題1 男女の人権の尊重
- 主要課題2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- 主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 主要課題4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 主要課題5 働く場における男女共同参画の推進

3 計画の性格

本計画は、愛南町総合計画を上位計画として、愛南町次世代育成支援地域行動計画との整合性を図り策定しています。また、国が策定した「男女共同参画基本計画」及び県が策定した「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」との整合性を図りながら、これからの愛南町の男女共同参画社会の推進の方向性を示しています。

また、本計画は、「DV防止法」に基づく計画として位置付けるとともに、庁内の横断的な組織である「愛南町男女共同参画推進計画庁内連絡会」の意見や提言をもとに、検討し策定しています。

なお、本計画に使用しているデータは、愛南町が行った「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」や、国、県等が公表している「男女共同参画に関する意識調査」の結果です。

4 計画の期間

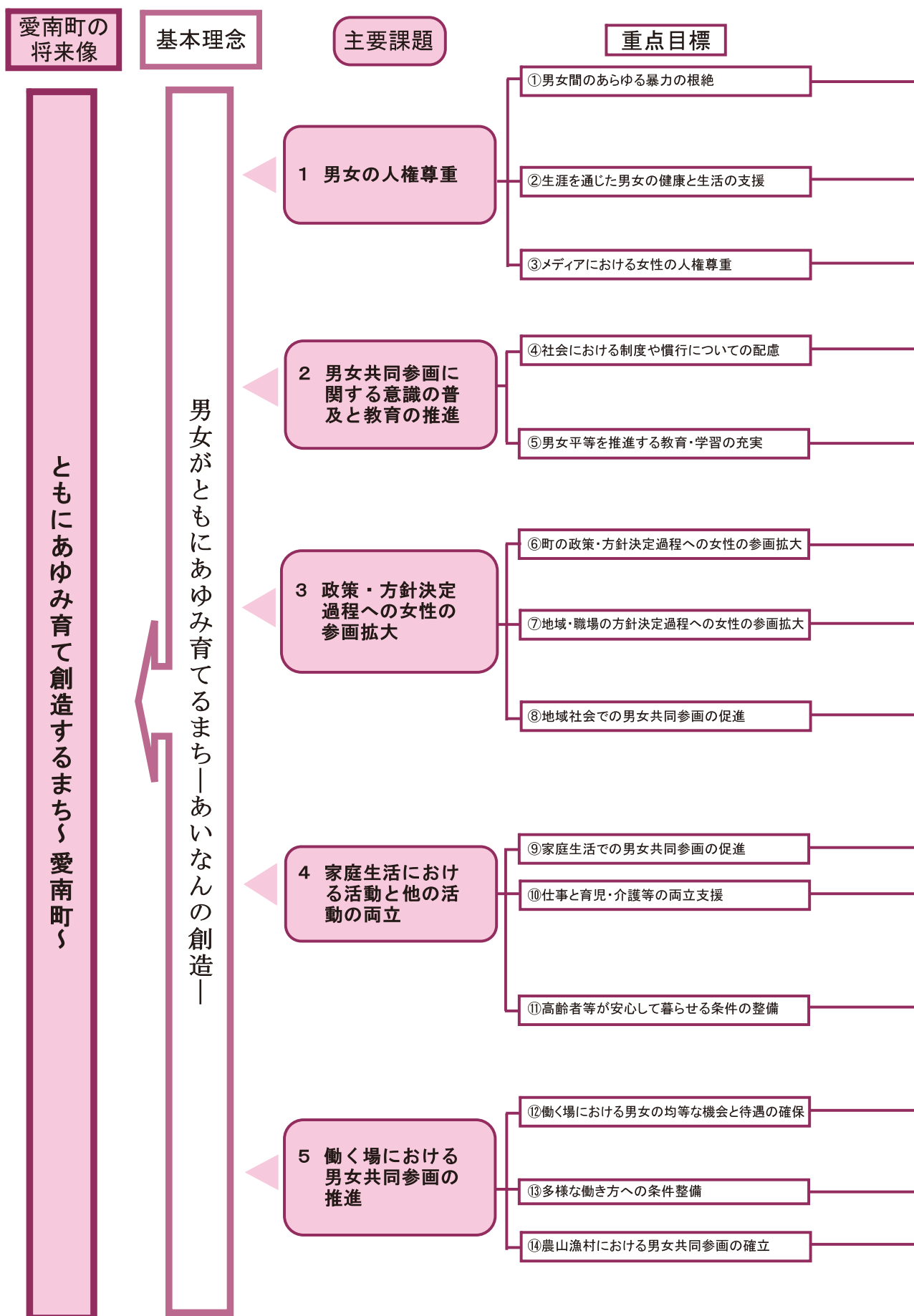
後期計画は平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済環境の変化や進捗状況、国・県の動向などを見据えながら、適宜見直しを行います。

【関係する愛南町各計画の期間】

計画名	計画年度	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
男女共同参画基本計画			前期計画期間					後期計画期間				
総合計画			前期計画期間					後期計画期間				
次世代育成支援地域行動計画			前期計画期間					後期計画期間				
特定事業主行動計画			前期計画期間					後期計画期間				

5 計画の体系



施策の方向

(1) 関係機関の連携による暴力に対する支援体制等の整備

(2) 配偶者等からの暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実

(1) 生涯にわたる健康の管理・保持増進の支援

(2) 性と生殖に関する健康対策の充実

(1) メディアにおける人権尊重への配慮

(2) 公的広報等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

(2) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進

(1) 学校等における男女平等の教育の推進

(2) 家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進

(1) 町の審議会等委員への女性登用の促進

(2) 管理監督者への女性職員の登用促進

(1) 地域、事業者等への女性参画の働きかけ

(2) 女性人材の育成と情報の収集・提供

(1) 男女共同参画の視点に立った町民と行政の協働の推進

(2) 地域の様々な活動への女性の参画の推進

(1) 家庭生活への男女共同参画の促進

(1) 育児休業・介護休業の制度等の普及

(2) 子育てにやさしい環境の整備

(1) 高齢者や障害者等の支援の充実

(2) 介護・介護予防支援体制の充実

(1) 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

(2) 雇用の継続を図るための環境整備

(1) 新たな就業形態やニーズに応じた支援の推進

(1) 方針決定の場への女性参画の推進

(2) 女性の経営参画への促進

具体的な取組

・配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立
・被害者の保護・自立支援

・女性の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発
・セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備

・全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進

・性と生殖に関する健康を得る権利が尊重されるための
広報・啓発活動の推進

・情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の育成支援

・男女共同参画の視点に立った表現の調査研究の実施

・男女共同参画に関する情報の収集・提供

・啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し

・学校教育全体を通じた指導の充実
・教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進

・男女共同参画に関する講演会等の実施
・家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実

・あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進

・町女性職員の管理職への登用促進等

・女性の能力発揮のための積極的取組の実施

・女性地域リーダーの育成
・女性の能力開発にむけた学習の場の提供

・男女共同参画の視点に立った地域活動(組織)の支援

・まちづくり分野での女性の参画推進
・観光分野での女性の参画推進
・防災分野での女性の参画推進
・環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援

・男女平等の理念に基づく、多様な個人・家庭を尊重する意識の啓発

・職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備

・子育てに関する情報の収集・提供
・保育サービスの拡充
・放課後待機児童対策の充実
・ひとり親家庭の自立のための生活支援

・高齢者の介護予防・生活支援策の充実
・高齢者の生きがい活動支援の充実
・高齢者の就業支援

・高齢者介護サービスの充実

・男女雇用機会均等法の周知・徹底

・女性の就労継続支援
・女性の再チャレンジ支援

・新しい働き方の普及促進
・起業支援等雇用以外の就業環境の整備

・各種団体における女性委員の参画促進

・農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発
・農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり

第4章 具体的な取組

1 男女の人権の尊重

重点目標① 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

男女共同参画社会づくりを進めていくうえで、女性に対する暴力を根絶することは非常に重要な課題です。あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、それは身体的な暴力のみならず、精神的な暴力、経済的な暴力、社会的な暴力と、多岐に亘ります。

また、インターネットや携帯電話の普及といった社会環境の変化により、暴力の形態の多様化や、被害者の低年齢化といった問題もより深刻になっています。女性に対する暴力そのものに対する認識は必ずしも向上しておらず、被害の発生も減少していません。被害者が、経済的・社会的に自立することが困難なため、暴力を受忍せざるを得ないという状況もあります。

男性が被害者となる場合は、女性の事例以上に潜在化の傾向が強いとされます。さらに高齢者に対する家族からの暴力の問題も深刻化しており、あらゆる暴力の防止・救済が必要です。

本町の状況

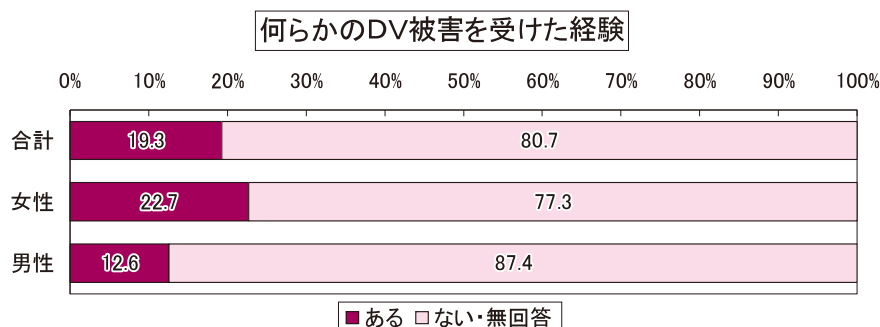
町民意識調査^(※)によると、配偶者等から身体的・心理的な暴力を受けたことがある人は、回答者全体の19.3%で、女性で22.7%、男性でも12.6%あります。

一方、なんらかの配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下DVという)を受けた経験がある人のうち、約半数はどこ(だれ)にも相談しなかったと回答しており、DV被害が潜在化している懸念があります。

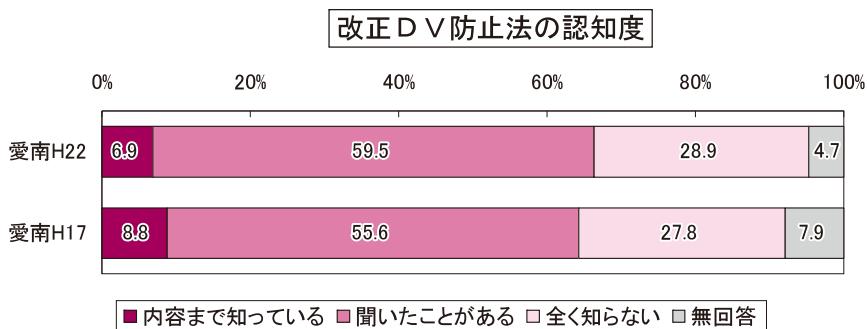
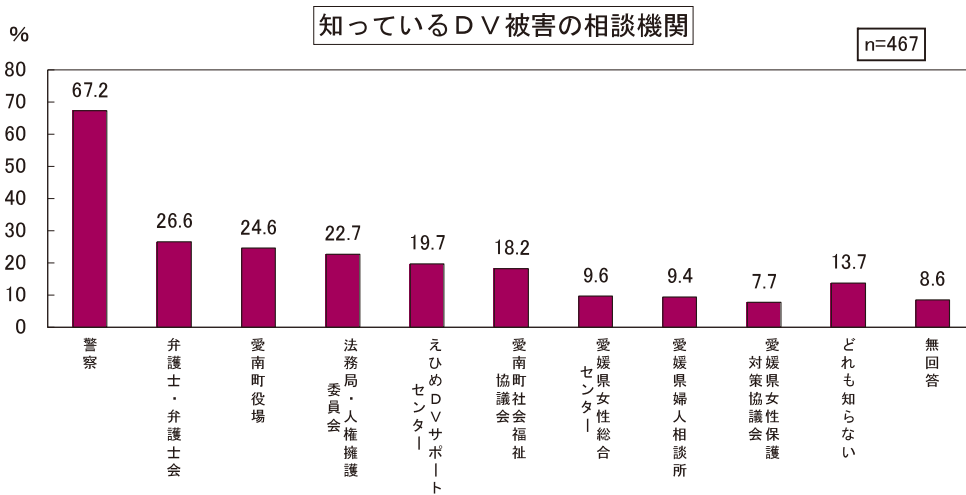
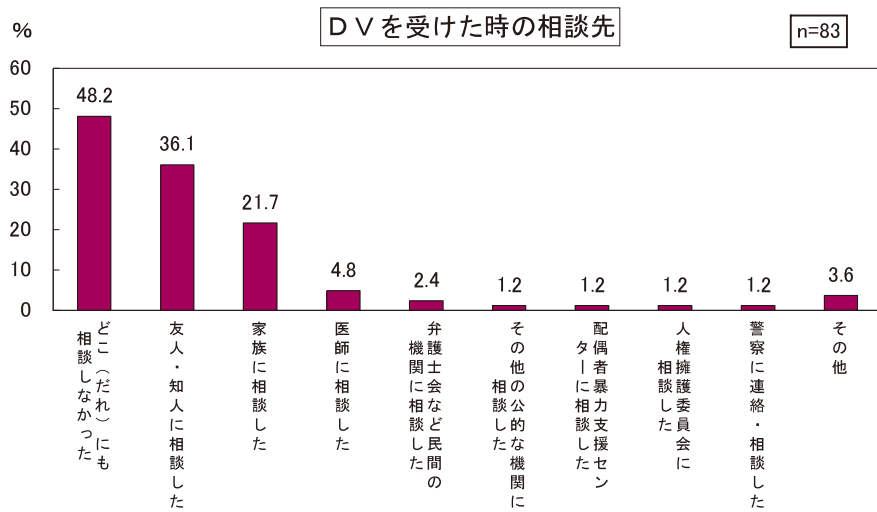
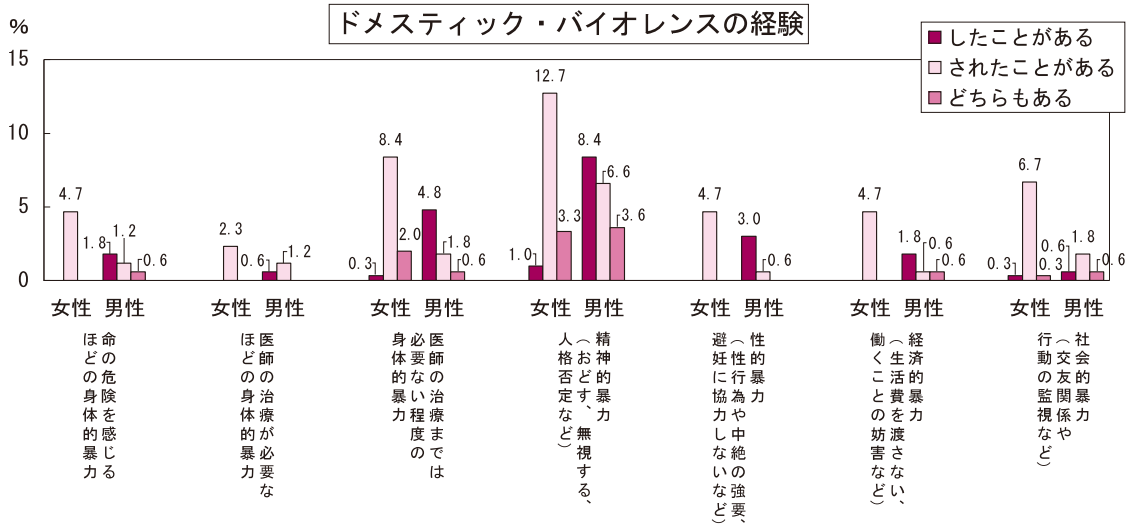
本町では、配偶者等からの暴力に関する相談窓口を企画財政課に設け、関連各課と連携しながら支援に当たっています。しかし、町民意識調査の結果をみると、知っているDV被害の相談機関として愛南町役場を上げたのは、回答者の4分の1にとどまっており、相談窓口として十分認知されているとは言いがたい状況です。

「DV防止法」は、平成19(2007)年の改正により、各市町村が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことを努力義務化するなど、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が、暴力防止や被害者支援のために適切な役割を担うことを求めています。

町民意識調査によると、「改正DV防止法」について、言葉やその内容を知っている人の割合は、66.4%で、5年前の調査よりわずかに上昇しましたが、目標である認知度100%には届いていません。



(※) 町民意識調査：「男女共同参画社会づくりのための愛南町民意識調査」(平成22年8月実施)



施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 関係機関の連携により、暴力の被害者に対する支援体制等の整備を図ります	
◆関係課◆ 企画財政課、町民課、保健福祉課、高齢者支援課	
◆具体的な取組◆	
配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく県や警察など関係機関との連携強化 ☆関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等にかかるワンストップ・サービスの構築を推進する ☆庁内連絡会、担当者会議等を通じた定期的な情報交換機会の設定 ☆現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持に向けた研修
被害者の保護・自立支援	☆県などの機関との連携による一時保護や自立支援の実施 ☆地域社会の中で安心して暮らすための、地域での見守り体制の整備 ☆カウンセリング専門機関や医療機関に関する情報提供

◆施策の方向◆ (2) 配偶者等からの暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実を図ります	
◆関係課◆ 企画財政課、保健福祉課、高齢者支援課、学校教育課、生涯学習課	
◆具体的な取組◆	
女性の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	○町の広報やホームページ等を通じた暴力防止についての啓発 ☆教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒を対象とする暴力防止についての啓発 ☆若年層を対象とする予防啓発 ☆人権の日、人権週間等の機会をとらえた啓発活動（シンポジウムの開催等）
セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備	☆職場のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを未然に防止するための啓発活動 ☆町職員に対するセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に関する研修会の実施

注記：「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画基本計画（前期計画）」から継続の取組です。☆印は、今回計画（後期計画）からの新たな取組です。以下同様です。

重点目標② 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

現状と課題

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を築く上での前提といえます。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれのライフステージに対応した健康診断や相談体制を整えるとともに、正確な知識・情報を提供することで、一人ひとりが自らの健康を管理するという意識を高めていく必要があります。

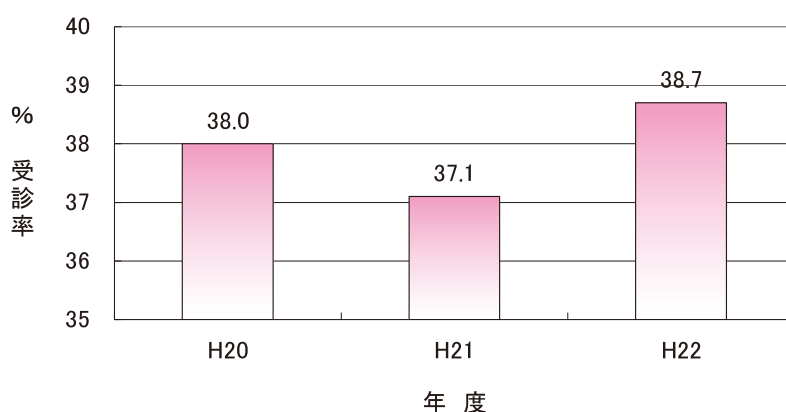
また、母子家庭等、子どもの養育等で大きな不安を抱えているひとり親家庭においては、自立のための生活支援の充実が求められています。

本町の状況

本町における特定健康診査^(※)の受診割合は、平成20(2008)年の制度改正により受診率が低下しています。平成21年度は37.1%で、前期計画で掲げた「平成22年度の受診割合52%」の目標は、達成が困難となっています。現在実施している健康教育や健康相談の内容を充実させ、高齢者への介護予防事業等も含め、自己管理や予防の重要性の周知に努めています。

保育児童と保護者を対象にした「親と子の性教育講座」を継続実施するとともに、対象を大人と高校生に広げ、誰もが気軽に参加できる講座になるよう努めています。

特定健康診査受診率



(※) 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病予防のため平成20年から始まった健診。

施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 生涯にわたる健康の管理及び保持増進を支援します

◆関係課◆ 町民課、保健福祉課、高齢者支援課、生涯学習課

◆具体的な取組◆

全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進

- 健康づくりを実践するための知識の普及や啓発活動
- 妊娠・出産期における女性の健康支援
- 成人期や高齢期等における検診・指導・相談体制のさらなる充実
- 思春期・青年期における健康に関わる諸問題についての支援
- ☆誰もが気軽に楽しめるスポーツの推進
- ☆健康診査の充実
- ☆女性に特有ながん（子宮がん、乳がん等）の予防・早期発見に対する支援

◆施策の方向◆ (2) 性と生殖に関する健康対策の充実を図ります

◆関係課◆ 保健福祉課、学校教育課、生涯学習課

◆具体的な取組◆

性と生殖に関する健康を得る権利が尊重されるための広報・啓発活動の推進

- 家庭・学校・地域等で、身体的、心理的、社会的な“性”の問題について総合的に学習する機会の充実と、相談体制の整備
- ☆保育児童と保護者を対象とした「親と子の性教育講座」の継続実施



重点目標③ メディアにおける女性の人権尊重

現状と課題

インターネット等を利用した新たな情報サービスが次々に登場しています。これらの新しいメディアは利用者の性別や社会的地位、地理的条件等にとらわれない活動の場を提供し、男女共同参画社会の推進にも貢献している一方で、女性や子どもの人権を侵害するような情報も氾濫し、社会問題となっています。

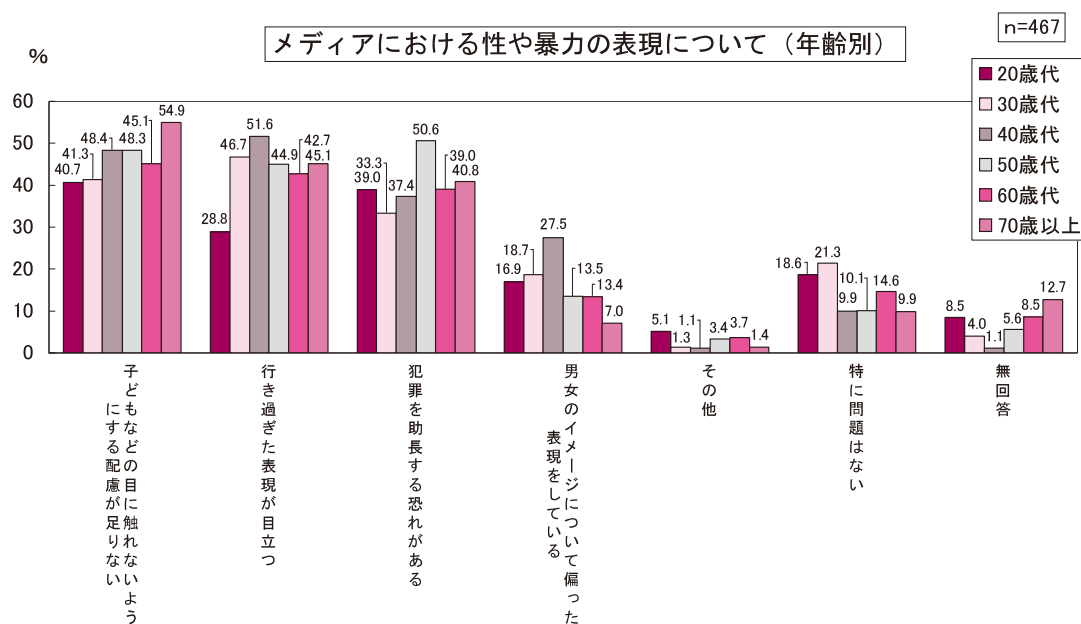
誰もが容易に情報の発信者や受信者になることができる社会においては、有害情報を規制することと合わせて、一人ひとりが情報を主体的に読み解き、適切に発信する能力（メディア・リテラシー^(※)）を向上させることが求められています。

本町の状況

町民意識調査では、メディアにおける性や暴力の表現について「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」「性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」「女性や子どもに対する犯罪を助長する恐れがある」を選択する人がいずれも約4割以上あり、行き過ぎたメディアの情報を問題視しています。一方、20歳代、30歳代では2割前後が「特に問題はない」を選択するなど、年代による意識の差がみられます。知らず知らずのうちに有害情報に対する感受性を鈍らされることのないよう、若いうちから情報の取捨選択能力を身につけることが求められます。

本町では、町の広報、ホームページ、刊行物、催し事などにおいて、男女の人権に配慮したものや男女共同参画の視点に立ったものになっているかどうか、ガイドラインを設定し、複数でチェックする体制をとり、情報の発信者として適切な表現に努めています。

また、人権に対する基本的な理解を深めるため、婦人会や公民館活動などさまざまな機会を通じて、人権教育や同和教育を実施しています。



(※) メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に理解し、分析・活用する能力。

施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) メディアにおける人権尊重への配慮を図ります

◆関係課◆ 総務課、保健福祉課、学校教育課、生涯学習課

◆具体的な取組◆

情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の育成支援

○情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力向上のための支援
 ☆正しい人権意識を持つための学習機会の提供
 ☆人権問題や男女共同参画意識に関するメディア・リテラシーの向上支援
 ☆学校・図書館等からの有害情報の排除

◆施策の方向◆ (2) 公的広報等における男女共同参画の視点に立った表現の促進を図ります

◆関係課◆ 全庁

◆具体的な取組◆

男女共同参画の視点に立った表現の調査研究の実施

○男女共同参画の視点に立った表現の調査研究と町の広報やホームページ、刊行物等のガイドライン設定
 ○性差別につながらない適切な表現の推進
 ☆町の広報、刊行物作成時等に女性職員の視点を活かす



2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

重点目標④ 社会における制度や慣行についての配慮

現状と課題

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものではありませんが、これらが実質的に男女にどのような影響を与えるか常に検討していくことが求められます。社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、社会制度や慣行が結果的に男女に中立に機能しない場合があります。男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めることが求められています。

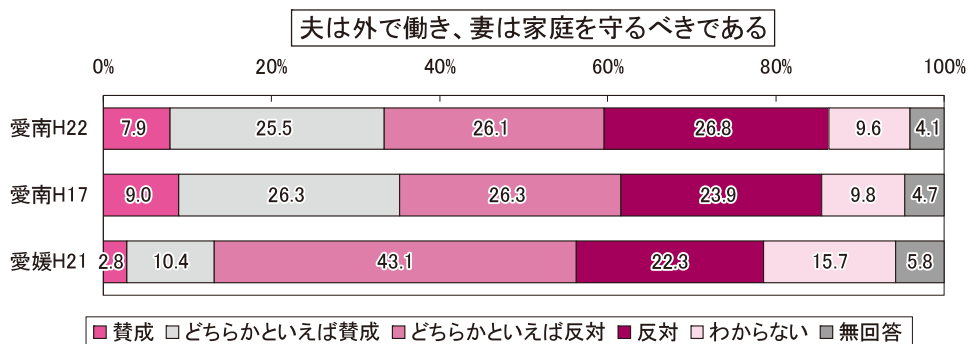
その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が必要です。

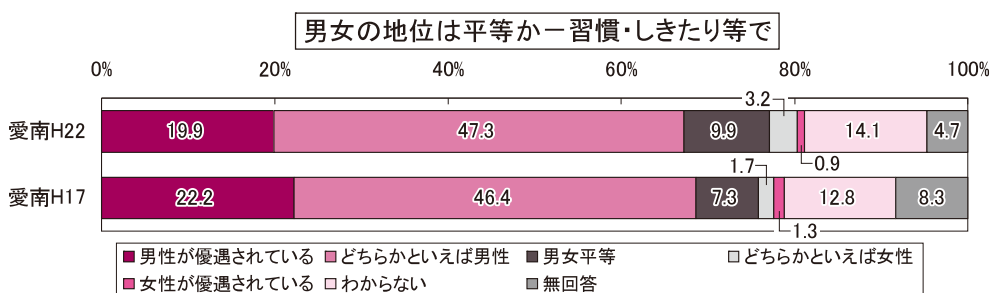
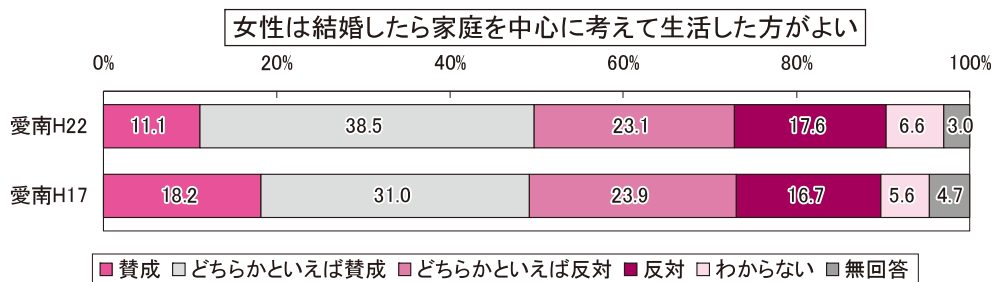
本町の状況

町民意識調査では、男女の家庭での役割について質問しています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は合計 33.4%で、「反対」「どちらかといえば反対」の 52.9%を下回っていますが、愛媛県全体での同様の調査では、前者が 13.2%、後者が 65.4%となっているのに比べると、本町では性別役割分担の意識がやや強いようです。また、「女性は結婚したら家庭を中心に考えて生活した方がよい」という考えに対しては、「賛成」「どちらかといえば賛成」が 49.6%で、「反対」「どちらかといえば反対」の 40.7%を上回っています。

社会における男女平等についての質問では、「習慣・しきたり等」の分野で「男女平等になっている」と考える人は 9.9%しかおらず、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と考える人が 67.2%を占めています。他にも社会や家庭の様々な場面で、女性より男性が優遇されていると考える人は多く、社会における制度や慣行が必ずしも男女に中立的に機能していないことを現しています。

男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画していくためには、「男性優遇」と思われる習慣やしきたり、制度等を、社会的な合意を得て判断し、見直していくことが課題です。





施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しを図ります

◆関係課◆ 全庁

◆具体的な取組◆

男女共同参画に関する情報の収集・提供

- 男女平等の慣行や社会通念の実態把握
- 町内の男女参画に関する取組や活動状況などについての調査及び結果の公表
- 国や県などが行う事業、関連データや資料などについての情報提供

◆施策の方向◆ (2) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進に努めます

◆関係課◆ 全庁

◆具体的な取組◆

啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し

- 「社会的性別（ジェンダー^(※)）」の視点の定義についてのわかりやすい広報・啓発活動
- 男女平等意識の浸透を図るための広報・啓発活動
- ☆町民や事業者に対し、男女共同参画の妨げとなる社会制度・慣行見直しの呼びかけ
- ☆男女共同参画に関するセミナー、講演会、研修会等の開催
- ☆特に男性や若年層を対象とした固定的性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の推進

(※) ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

重点目標⑤ 男女平等を推進する教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会を形作る活動に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

社会的につくられた性別に基づく固定的な役割分担意識には、男女共同参画社会の形成を阻害すると思われるものがあり、これらの解消のためには、学校・家庭・地域等における教育や学習の果たす役割は非常に大きく、幼児教育、学校教育、地域社会での教育等、すべての教育の領域において、男女平等の視点を踏まえ、行われていくことが重要となっています。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するために、男女共同参画についての理解を深めるための教育・学習の充実を図ることが求められます。

本町の状況

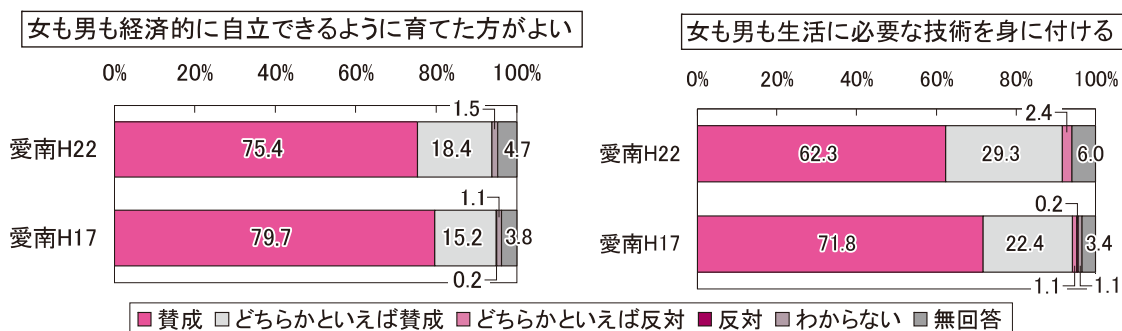
町民意識調査では、学校教育の場で男女の地位が平等になっていると考える人の割合は前回調査を上回り、全体の約半数を占めています。家庭生活や職場、地域社会といった、その他の場と比較すると、学校教育における男女の地位の平等感が高いものの、男性が優遇されていると感じる人が、女性が優遇されていると感じる人の割合を上回っています。

子どもの育て方については、女の子も男の子も、「経済的に自立できるように育てた方がよい」「炊事・洗濯・掃除などの生活していくために必要な技術を身に付けるように育てた方がよい」「生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい」といった考えに賛成する人が9割にのぼっています。学校、家庭、地域で子どもを育むに当たって、このような視点が不可欠といえます。

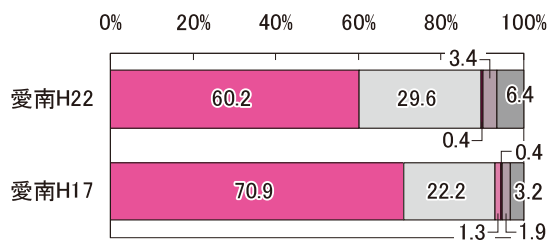
学校教育の現場において、本町の小・中学校ではすでに約半数の学校が男女混合名簿を採用するなど、様々な取組が行われたり、教育関係者自身が男女共同参画に対する正しい理解を深めたりするよう努めています。

また、男女共同参画に対する正しい知識の習得のために、町職員や町民を対象とした講演会等を実施しています。

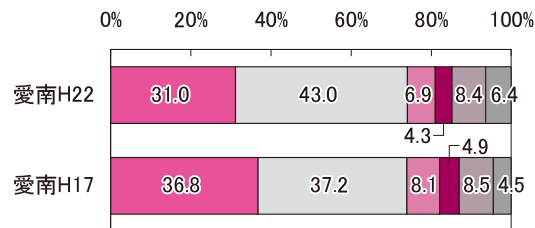
今後は、学校教育での男女の平等感をさらに高めていくと同時に、それが家庭生活や職場等の男女の平等感の向上につながるような取組が求められます。



生まれ持った個性・才能を可能な限り生かして育てる



女の子は女の子らしく男の子は男の子らしく育てる



■ 賛成 □ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない ■ 無回答

施策の方向と具体的な取組

◆ 施策の方向 ◆ (1) 学校等における男女平等の教育を推進します

◆ 関係課 ◆ 学校教育課、生涯学習課

◆ 具体的な取組 ◆

学校教育全体を通じた指導の充実

- 男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化
- 性別によらない、個性や特性に応じた進路指導の実施
- 家庭科指導等の充実
- ☆教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用した体験的な男女平等の教育の推進
- ☆ボランティアなど勤労体験学習等の充実

教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進

- 男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓発を実施
- ☆教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等の実施・支援
- ☆PTA活動を通じた男女共同参画に関する勉強会等の支援

◆ 施策の方向 ◆ (2) 家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進を図ります

◆ 関係課 ◆ 企画財政課、保健福祉課、生涯学習課

◆ 具体的な取組 ◆

男女共同参画に関する講演会等の実施

- 男女共同参画に対する理解を深めるための町民を対象とした講演会等の実施
- ☆特に男性や若年層が参加しやすい形での講演会等の実施

家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実

- 家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成
- 男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担うことをすすめるための広報・啓発（夫婦が共に子育てに携わる意識を啓発するため、妊婦とその夫を対象とした「両親学級」の開催など）
- 公民館での講座等を利用した、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の充実（「男の料理教室」の開催など）
- ☆地域ごとや小グループでの勉強会等に対する支援
- ☆男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援

3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標⑥ 町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力を活用し、多様な視点や発想を取り入れていくことが不可欠です。

民主主義の観点からも、町民の半数を占める女性の意思が、町の政策や方針決定に充分反映される体制がとられなければなりません。そのためには、積極的改善措置（ポジティブ・アクション^(※)）を積極的に推進していく必要があります。

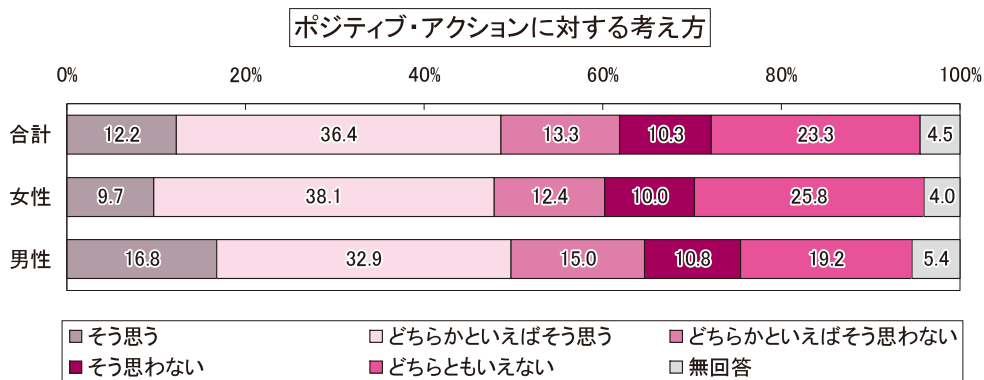
本町の状況

現在、本町における各種審議会等への女性委員の登用率は、29.6%（平成 22(2010)年 4月現在）となっています。新町発足後においては、町の各種審議会等新しい委員を決定する際には、積極的に女性の登用を図ってきました。また、できるだけ多くの人材を登用できるように配慮し、一人がいくつもの委員を兼任しないような配慮も行っています。しかしながら、関係団体や機関の長といった職務を指定した場合も多くあり、このことが女性の参画する割合を下げることにもつながっています。

今後は、これらのことに充分配慮しつつ目標数値を定めるなど、積極的改善措置を導入することにより、女性の積極的な登用が確保されるよう計画的に推進していく必要があります。

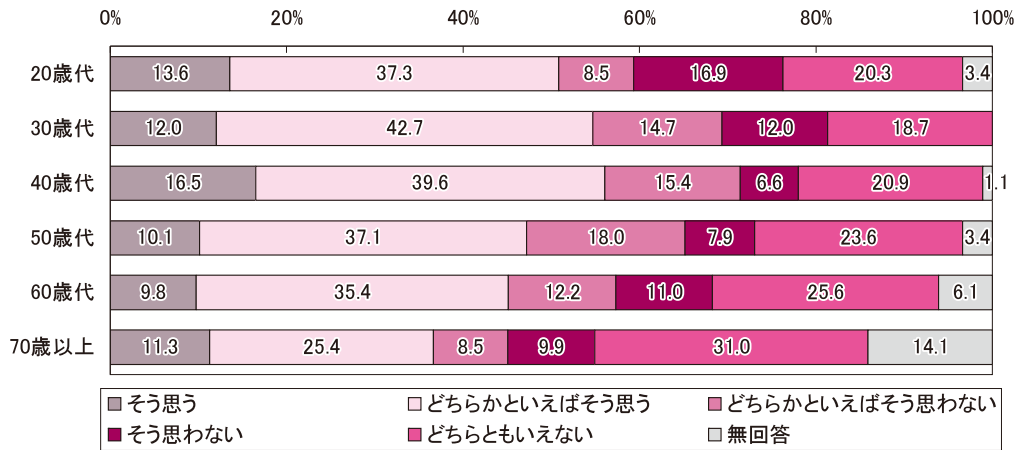
また、町の政策・方針決定をしていく過程において、多くの女性の意見が反映されることも重要です。このため、女性職員に対する研修等で資質の向上に努めるとともに、職域を拡大し管理職への登用を積極的に図っていくことも重要な課題です。

町民意識調査によると、ポジティブ・アクションの考え方（「女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなど、特別な措置を講じる必要がある」）に対して「そう思う」と回答したのは半数弱で、男性よりむしろ女性の方が「そう思う」という割合が若干低い結果になっています。年齢層が上がるほど「そう思う」人の割合が低い傾向がみられます。



(※) ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。積極的改善措置。

ポジティブ・アクションに対する考え方(年代別)



施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 町の審議会等委員への女性登用の促進を図ります

◆関係課◆ 全庁

◆具体的な取組◆

あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進

- 数値目標を伴う積極的改善措置の導入による女性の登用数の確保
- 政策・方針の立案段階からの女性の積極的登用
- 女性の積極的登用のための広報・啓発活動
- ☆各種委員の選出に際しての公募制の拡大
- ☆子育て中・介護中の女性等が参加しやすい形での会議・委員会等の設定
- ☆公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通じて、町民の町政に対する意見を広く収集

◆施策の方向◆ (2) 管理監督者への女性職員の登用促進に努めます

◆関係課◆ 総務課

◆具体的な取組◆

町女性職員の管理職への登用促進

- 能力のある女性職員を積極的に管理監督する立場へ登用
- 町職員の配置と登用における性別による偏りの解消
- 男女平等な研修機会の提供

重点目標⑦ 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

企業、学校関係、地域での集まりや農業協同組合（以下「農協」という。）など、地域社会のあらゆる場において、方針が決定される際、男性主導で行われる傾向があります。このような場合、女性は方針決定へは参加できないとか、補助的役割を担うことになってしまい、住民の半分を女性が占めているにもかかわらず、女性の意見が社会に反映されにくく、女性の参画を遅らせる一つの要因にもなってきました。

共に男女の個性を尊重し、真に平等な社会の実現を目指すためには、積極的に方針決定の場に女性の参画が行われなければなりません。

本町の状況

自治会長、PTA会長、職場の管理職といった役職で女性が「増えたほうがいい」と考える人の割合は、男性より女性で低くなっています。ポジティブ・アクションの考え方自体に対する理解を促すことや、女性が積極的に様々な役職にチャレンジする意欲が持てるような啓発活動が必要です。

そのためには、女性の管理職が少ない企業や団体等に対しては、積極的に女性の登用や女性の意見を反映した方策が取り入れられるよう要請し、計画的に男女の参画が進められるよう進言するなど、様々な機会を通じて各方面へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図っていくことが課題です。

また女性は、文化的な価値観により男性の補助的な役割を良しとしてきたという立場もあり、その人自身の能力を社会で発揮するという意識や機会に恵まれていませんでした。そのため、女性の能力開発（エンパワーメント^(※)）のための研修や学習機会の提供、女性団体等の自主的活動への支援に努めていくことも課題です。

女性の登用状況

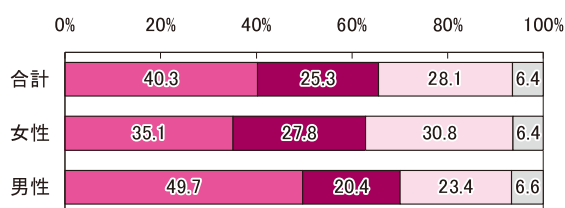
（平成22年4月1日現在）

区分	自治会長	PTA会長	役場管理職	審議会委員	町長	町議会議員
合計	58人	27人	49人	685人	1人	20人
うち女性	0人	3人	6人	203人	0人	0人
女性比率	0.0%	11.1%	12.2%	29.6%	0.0%	0.0%

※1 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」より抜粋。

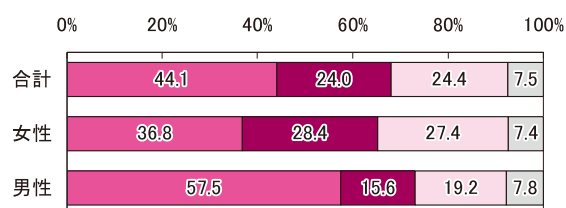
※2 「PTA会長」については、小学校及び中学校の合計数値。

女性の町内会長、自治会長



■ 増えたほうがいいと思う ■ 増えたほうがいいと思わない
□ わからない □ 無回答

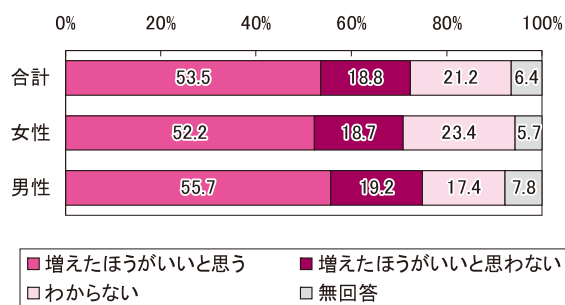
女性のPTA会長



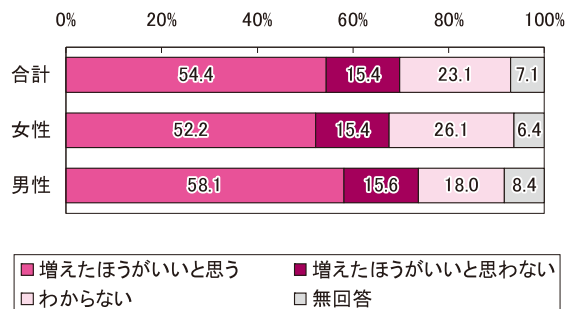
■ 増えたほうがいいと思う ■ 増えたほうがいいと思わない
□ わからない □ 無回答

(※) エンパワーメント：自己決定する能力を身につけ、法的・経済的・政治的な意思決定の場に主体的に参画すること。

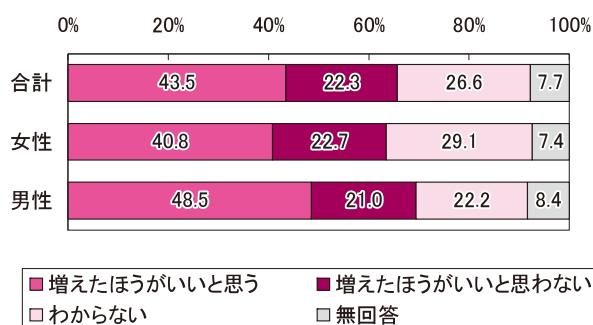
女性の 職場の管理職



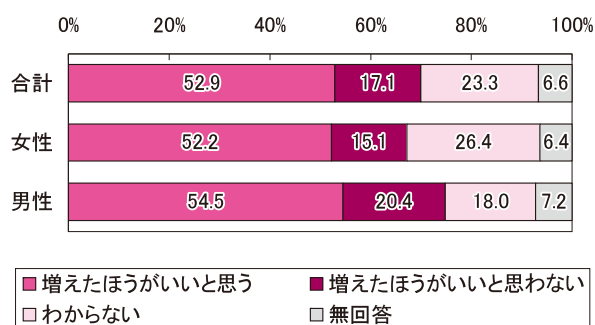
女性の 県や市町村の審議会委員



女性の 知事や市町村長



女性の 国、県、市町村の議会議員



施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 地域、事業者等へ女性参画の働きかけを行います

◆関係課◆ 総務課、企画財政課、商工観光課

◆具体的な取組◆

女性の能力発揮のための積極的取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者等に対する男女の格差を改善するため方策について情報を提供 ○事業者等に対する女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の能力発揮の機会拡大を働きかけ ☆男女共同参画に積極的に取り組む事業者等の紹介、表彰等 ☆女性団体等への学習機会の提供等を通じた活動支援
---------------------	--

◆施策の方向◆ (2) 女性人材の育成と情報の収集・提供を行います

◆関係課◆ 全庁

◆具体的な取組◆

女性地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ☆まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘 ☆まちづくり、観光分野での女性地域リーダーの育成 ☆女性団体等の連携の働きかけ
女性の能力開発にむけた学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の能力開発を図るための講座、学習の機会等に関する情報を広報やホームページ等を活用して提供 ☆女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援

重点目標⑧ 地域社会での男女共同参画の促進

現状と課題

防災（災害復興を含む）・地域おこし、まちづくり、観光・環境などの分野においても、男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化などを図ることによって、それぞれの分野での新たな発展を期待することができます。

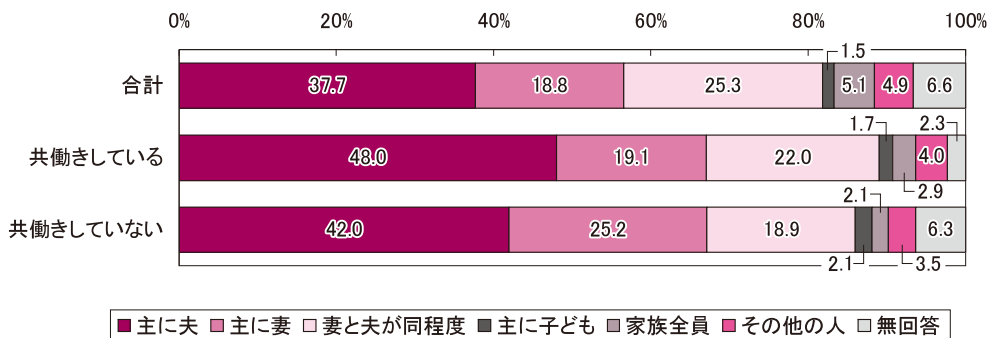
また、社会の一員である町民一人ひとりが、住みよい地域の形成を自分の問題として捉え、各種の地域活動に、男女がともに積極的な参加をすることが、男女共同参画社会の形成を図るうえで重要な課題となっています。

本町の状況

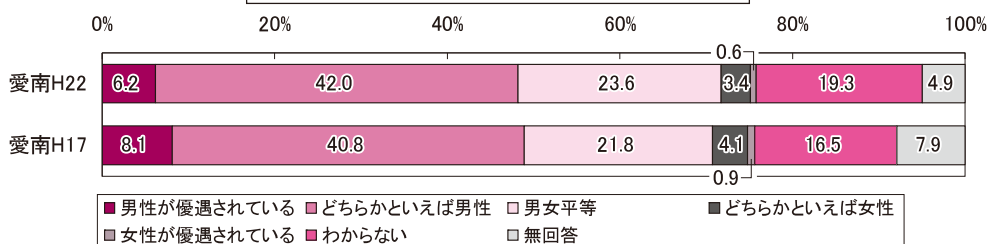
家庭での役割分担の中で、「自治会・町内会などの地域活動」は、比較的「主に夫」が担っている家庭や「妻と夫が同じ程度に分担」している家庭が多い分野です。その一方で、地域や社会活動の場で「(どちらかといえば) 男性が優遇されている」と感じる人が半数近くを占めているように、女性の参画が十分に進んでいない分野でもあることがうかがわれます。地域の活動に参加する年齢層にも偏りがみられるようです。

地域に暮らす人々の課題を解決するためには、性別を問わず幅広い年齢層の人々が地域と関わり、自ら動くことが求められます。

家庭での役割分担 —自治会・町内会などの地域活動—



男女の地位は平等か—地域や社会活動の場で



施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 男女共同参画の視点に立った町民と行政の協働を推進します	
◆関係課◆ 全庁	
◆具体的な取組◆	
男女共同参画の視点に立った地域活動（組織）の支援	○性差とその能力が十分に発揮できるよう、ボランティアネットワークを構築 ○自主的な活動を行う各種団体と行政との協働を推進 ☆地区組織員の自主的活動の支援 ☆地区組織員のネットワークづくりの支援 ☆各種地域団体の活動支援

◆施策の方向◆ (2) 地域の様々な活動への女性の参画を推進します	
◆関係課◆ 全庁	
◆具体的な取組◆	
まちづくり分野での女性の参画推進	☆まちづくりを担う地域リーダー育成のための研修等の支援
観光分野での女性の参画推進	☆地域の観光資源掘り起こしや、観光関連商品・サービス開発に際しての女性の参画拡大
防災分野での女性の参画推進	☆男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定 ☆消防団等防災分野への女性の参画拡大
環境分野での女性参画の推進と環境保全活動への参画支援	☆環境保全活動を行う団体等への女性の参画支援 ☆環境保全活動を行う団体と、行政・研究機関、NPO等の団体とのネットワーク構築・連携の支援 ☆環境問題に関する情報提供や、勉強会等の支援

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

重点目標⑨ 家庭生活での男女共同参画の促進

現状と課題

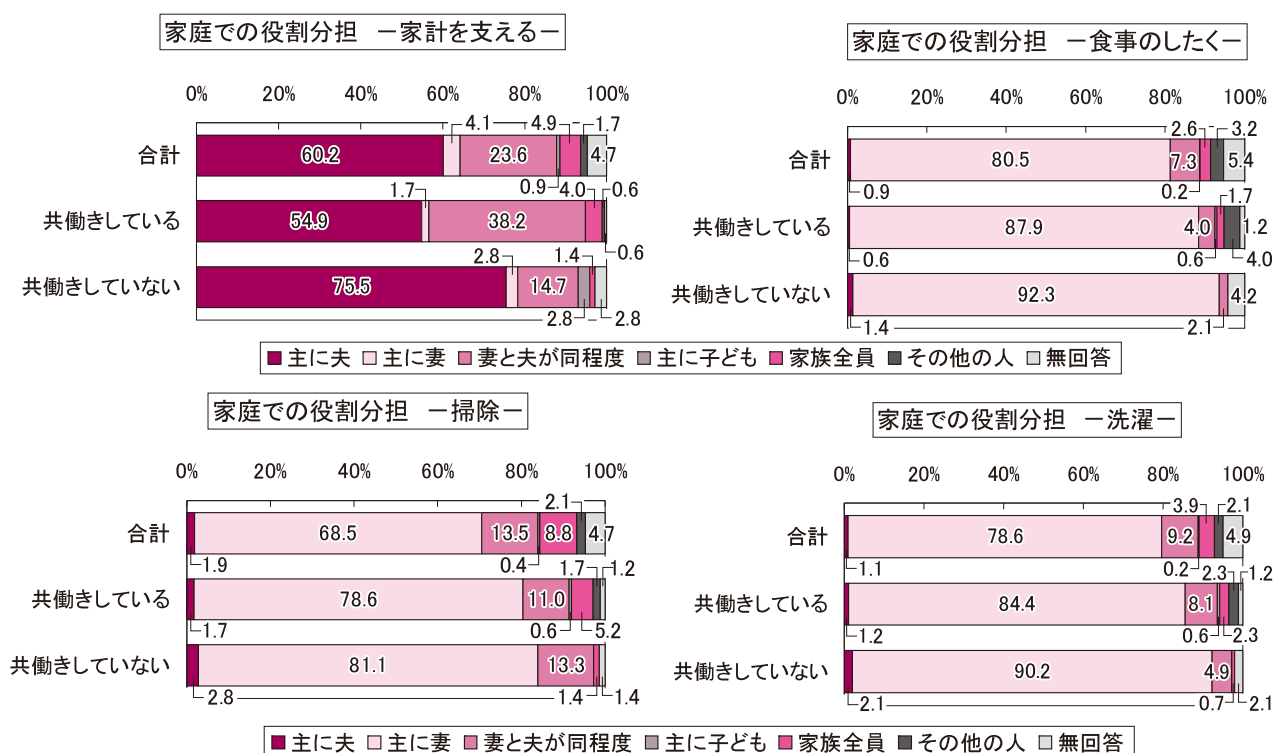
核家族化・少子化が進むにつれ、構成人数の少ない家庭が増えてきています。また、母子・父子家庭、一人世帯なども年々増加の傾向にあり、家族の形態はますます多様化してきています。このような中で、「働き手は男性で、女性は家庭を守る」といった従来型の性別役割分担だけでは家庭が成り立たない場合も多くなっています。家族の構成員一人ひとりが家庭での責任を分かち合うことで、労働の場はもとより、自治会や婦人会、青年団、子供会、老人クラブ、農業組合、PTAなど、様々な地域の活動に関わり、個性や能力を発揮することが可能になります。

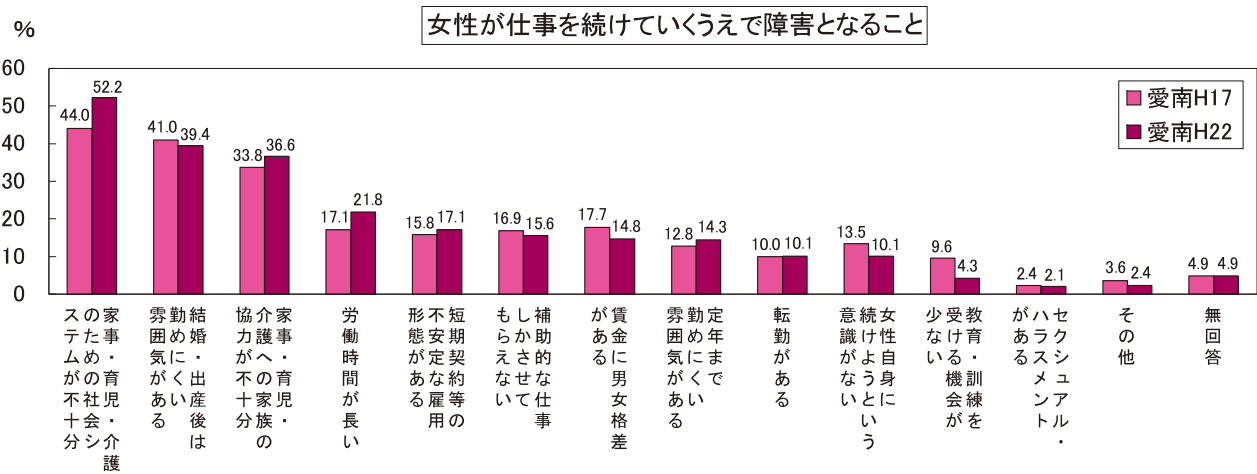
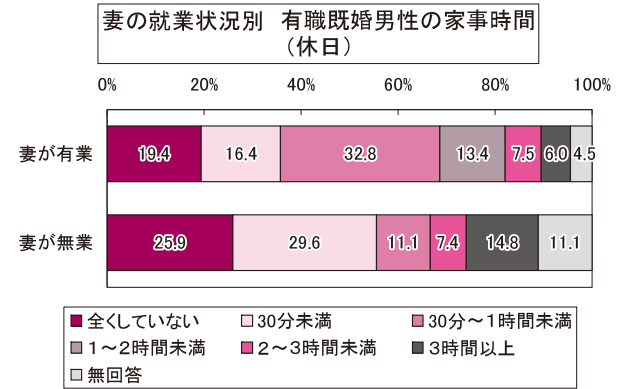
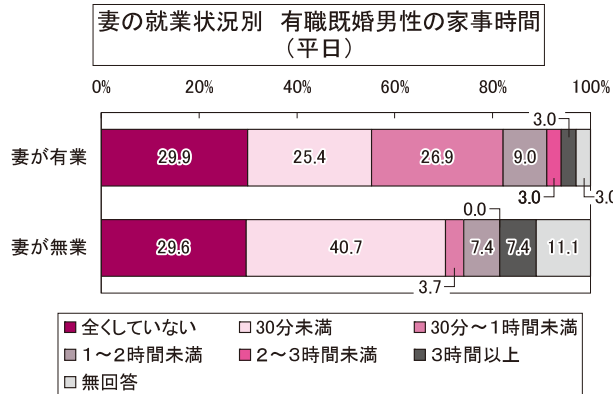
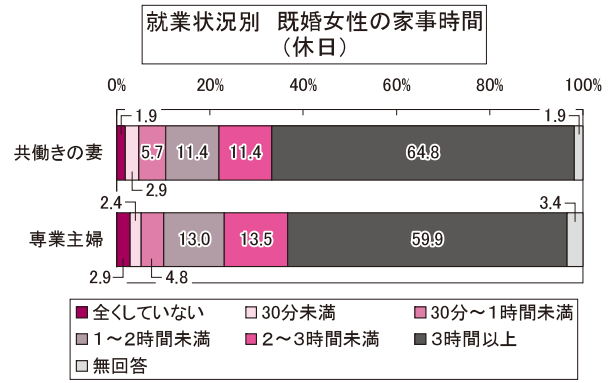
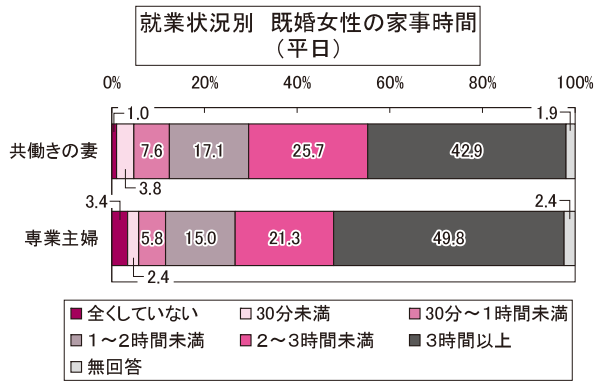
本町の状況

男女の意識が平等となるためには、子育てや家事など、家庭内の役割分担において、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、互いを理解し男性も家事に参加するなど、男女が共に「固定的」でない、しなやかな発想による協力関係であることが望まれます。

町民意識調査で、家庭での役割分担についてたずねたところ、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」のは「主に夫」である家庭が全体の6割を占めていますが、共働きの家庭の4割近くは「妻と夫が同じ程度」に分担しています。一方、食事のしたくや掃除、洗濯といった家事は、共働き家庭でも8割前後の家庭で「主に妻」が行っています。

町では、男性が調理などの家事に積極的に参画できるよう、男性の料理教室を開催していますが、受講者の中心は教室に参加しやすい中年期以降の男性になっています。今後は、幅広い年齢層が参加しやすい形で、意識啓発を図る必要があります。また、学校教育の様々な課程を通して、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることも重要です。





施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 家庭生活への男女共同参画の促進を図ります

◆関係課◆ 全庁

◆具体的な取組◆

男女平等の理念に基づく、多様な個人・家庭を尊重する意識の啓発

- 育児・家事・介護への男性の参画促進
- 家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発
- ☆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発
- ☆育児・家事・介護に携わる男性への情報提供や、男性同士の情報交換・交流の場の提供

重点目標⑩ 仕事と育児・介護等の両立支援

現状と課題

長時間労働や男性中心を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らし責任を果たしていくことにつながります。

雇用や就業形態が多様化するなかで、町民がその価値観やライフスタイルに応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きに応じた適正な処遇や労働条件が確保されることは、女性が就業して、自己の能力を発揮していくうえで重要な課題の一つです。

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正など、男女の仕事と生活の調和を図るための法整備も進んでいますが、一方で、男性の育児休業取得者が非常に低い水準にとどまっているなど、仕事と育児・介護の両立に関して依然として多くの課題が残されています。

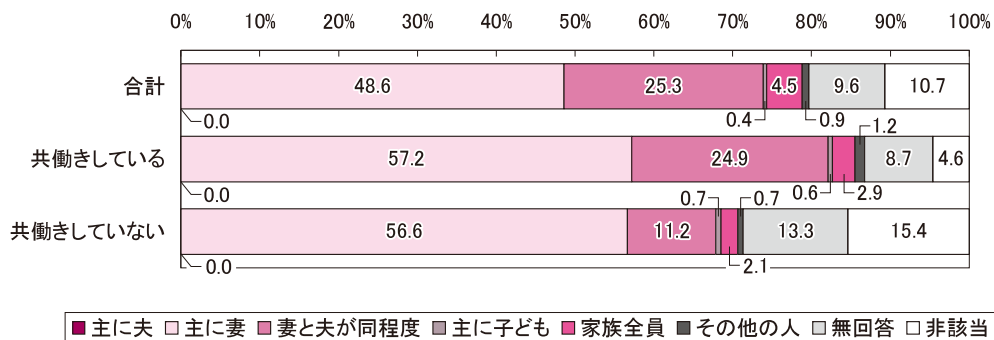
本町の状況

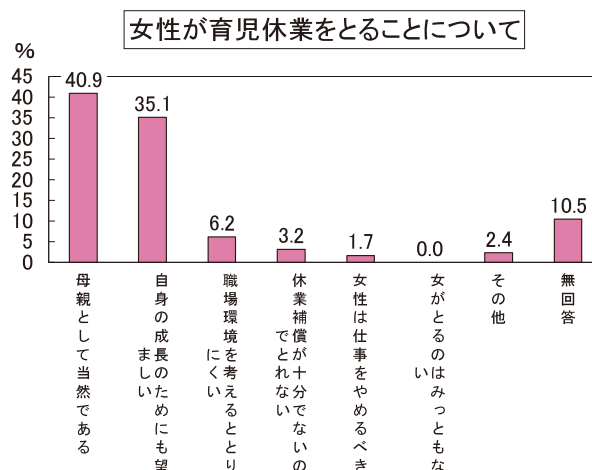
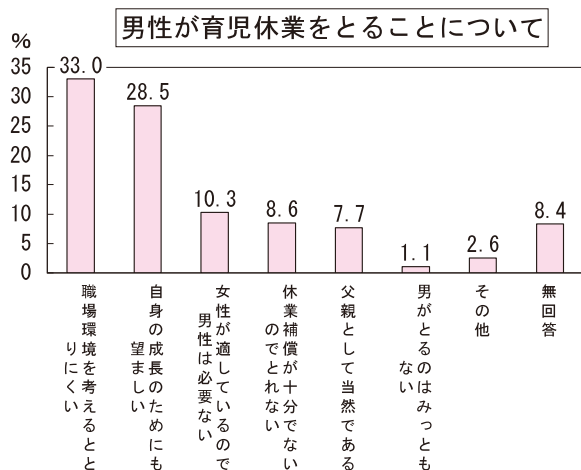
町民意識調査では、子育てや家事・介護などについて主に女性が担っているという現状からしても、「女の役割」といった認識が顕著にあらわれています。しかしながら、一方的に女性の役割とすることは、女性の尊厳ある生き方や意識までも制約してしまい、就業の自由や個性と能力の発揮を妨げている要因にもなってしまいます。

家族を構成する男女が、相互に協力し、家事や育児・介護等においても理解を示し、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、仕事や地域活動など、これら以外の活動を行うことができるようすることが課題です。そして、これらに関わる人たちが皆が、「共に生きる」ということへの「気づき」や、認め合う社会の実現を目指していくことが求められています。

また、町民意識調査の「女性が仕事を続けていくうえで障害となっていることについて」の質問では、「家事、育児、介護のための社会システムや施設等が不十分である」と「結婚、出産による勤めにくい雰囲気がある」が大きな要因にあげられており、女性の仕事や育児・介護等においては、家庭をはじめ社会のシステム全体でサポートできる体制を整えていくことが課題です。

家庭での役割分担 ―育児・子どもの世話―





施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 育児休業・介護休業の制度等の普及を図ります

◆関係課◆ 総務課、企画財政課、商工観光課

◆具体的な取組◆

職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が共に働きながら育児や介護に取り組む条件・環境・支援体制の整備について事業所に要請 ○就職支援センターを通じた、安心して女性が働ける職場づくりの啓発活動 ☆職業訓練等、女性の就業支援 ☆在宅勤務、ワークシェアリング等、多様な就業形態の導入の呼びかけ ☆創業・起業に対する支援
------------------------	--

◆施策の方向◆ (2) 子育てにやさしい環境の整備を図ります

◆関係課◆ 企画財政課、保健福祉課、生涯学習課

◆具体的な取組◆

子育てに関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会全体で子育てをサポートできる体制づくり ○子育てに関する情報を収集・提供 ○ボランティアネットワークの構築をはじめとする支援体制の整備
保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育や一時保育等のさらなる拡充
放課後待機児童対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後待機児童に関する町民のニーズの把握 ○放課後待機児童の受入れ体制の整備
ひとり親家庭の自立のための生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援のための相談体制の充実と啓発の推進 ○経済・生活的自立支援の推進

重点目標⑪ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

現状と課題

高齢社会を豊かで活力あるものにするためには、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要があります。

高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現には、男女の違いに配慮したきめ細かな自立支援策が必要です。また、若い時期からの働き方や家庭の持ち方などが高齢期の生活に大きな影響を与えるため、世代横断的な視点も必要です。

本町の状況

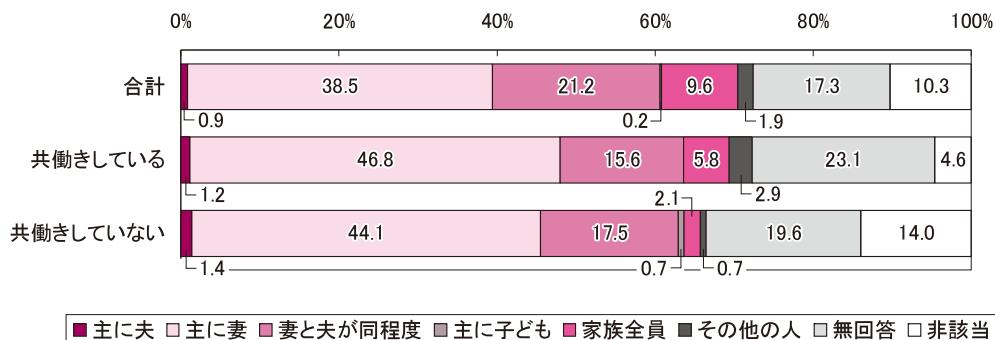
本町における高齢化率は、31.8%（住民基本台帳人口・平成 22(2010)年 3 月末現在）であり、今後もその割合は高くなることが予想されています。65 歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75 歳以上の後期高齢者人口の 3 分の 2 は女性となっています。

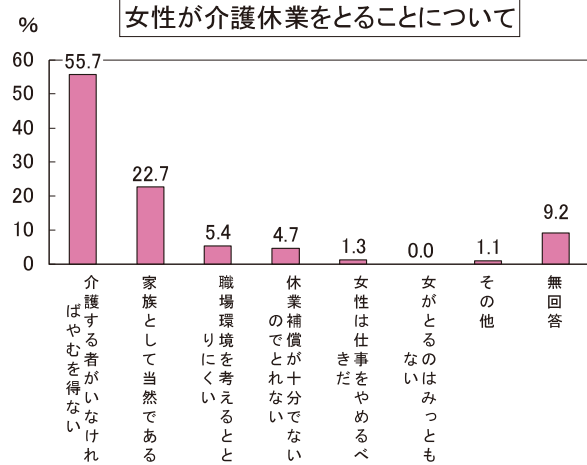
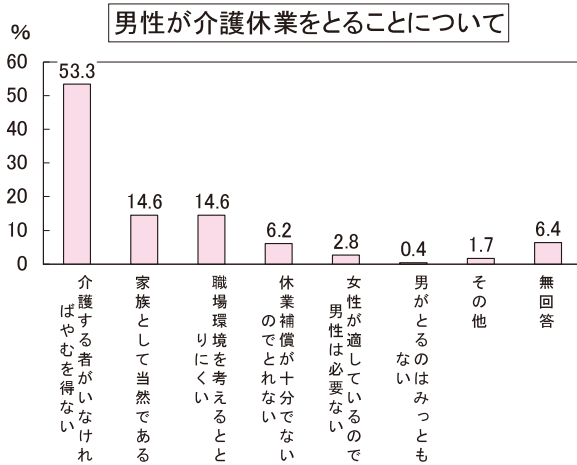
町民意識調査では、年齢や性に基づく固定的な見方や偏見について、高齢世代は他の世代に比べて顕著にその傾向があらわれており、世代間の文化的価値の違いが役割分担意識にあらわれています。

一方、男女が共に生きていくための活力ある社会づくりのためには、高齢者等が単に支えられる側に位置付けられるのではなく、自ら積極的に社会参加を進めていくために自立することや、また誇りを持った生活を営むために、地域社会における一つの役割を担うといったことも大切なことです。

介護の負担は、現実として女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながります。そのため、家の中にこもりがちな高齢者等が、地域やボランティアの活動などに参加するための情報提供を行っていくことや、高齢者や障害者の方々が健康であり、要介護状態となることを予防するための施策を行うなど、安心して暮らせる条件の整備が今後の課題です。

家庭での役割分担 一 家族の世話(介護) 一





施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 高齢者や障害者等の支援の充実を図ります

◆関係課◆ 保健福祉課、高齢者支援課、生涯学習課

◆具体的な取組◆

高齢者の介護予防・生活支援策の充実

- 介護予防事業や生活支援事業の充実
- 障害を持つ方へ生活の支援
- ☆地域で高齢者を見守る体制の整備

高齢者の生きがい活動支援の充実

- 高齢者の体力維持や閉じこもり防止の推進
- 高齢者がボランティア活動、公民館活動などの社会活動に参加しやすい環境の整備
- 老人クラブの育成
- 健康ウォーク等、高齢者の健康づくり推進事業の実施

高齢者の就業支援

- シルバー人材センターや社会福祉協議会の活動の活性化による高齢者の就業環境の整備

◆施策の方向◆ (2) 介護・介護予防の支援体制の充実を図ります

◆関係課◆ 保健福祉課、高齢者支援課

◆具体的な取組◆

高齢者介護サービスの充実

- 介護・保健施設等との連携を図りながら制度の円滑な運営
- 認知症サポーターや生活介護支援サポーター養成講座の実施
- ☆性差医療や、男女の違いに配慮した介護・介護予防対策の推進
- ☆家族介護者の負担軽減を図るための体制整備

5 働く場における男女共同参画の推進

重点目標⑫ 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

現状と課題

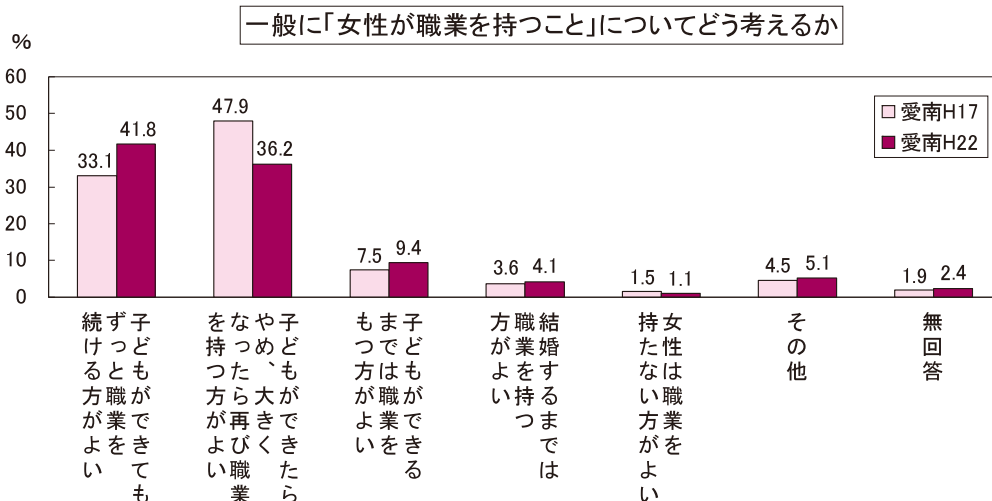
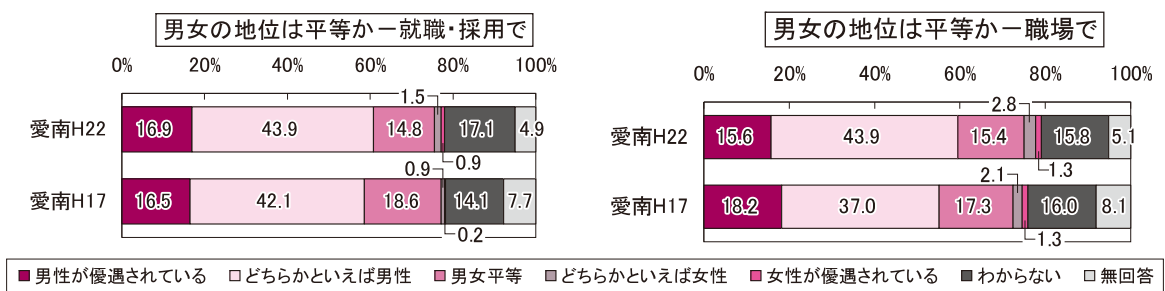
男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法などが改正され、雇用の分野における法制面での充実が図られてきました。募集時における男女の差別的な取扱いが制度の上では改善され、結婚・出産後も仕事を続ける女性の割合が増えるなど一定の成果も出ています。しかし、女性の就業者に占める非正規雇用の割合が過半数を超え、賃金の男女間格差の是正や性別による職務分担の改善、女性の上位職種への進出は依然として進んでいない状況です。

本町の状況

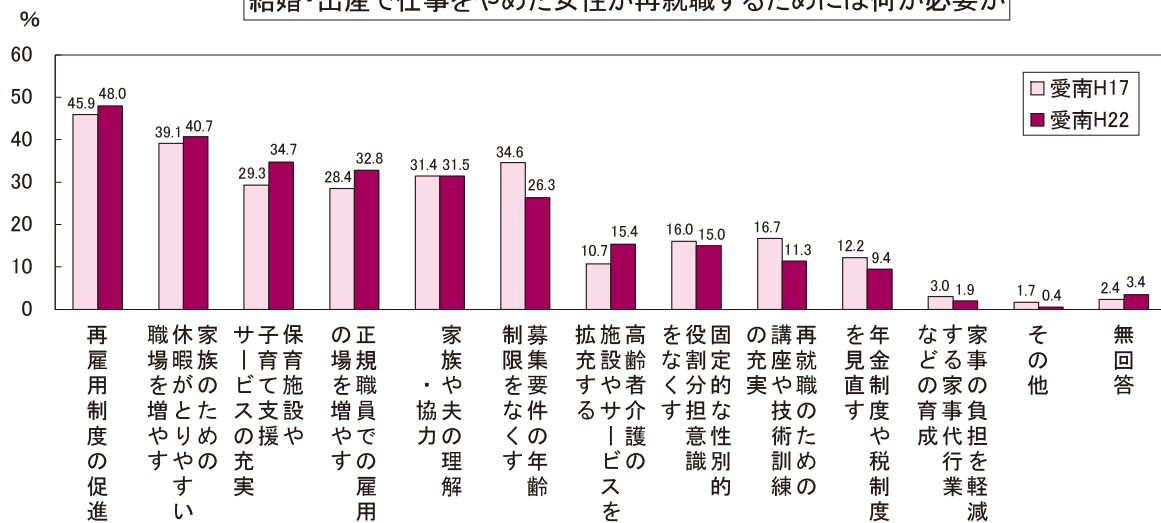
町民意識調査では、就職・採用や職場における男女の地位の平等について調査していますが、働く場において「(どちらかといえば) 男性が優遇されている」と感じる人はむしろ増えています。

労働の分野において、男女平等を実現していくためには、性別による昇進や賃金などの処遇・労働条件における差別や格差をなくすことが重要であり、均等な就労の機会と、意欲と能力に応じた待遇を確保していくことが課題です。

女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人が増えています。厳しい経済情勢の中、子育てのために一旦仕事をやめると再就職が難しいという情勢を反映しているのかもしれませんが、育児・介護等と仕事の両立をサポートする体制整備とともに、離職した女性の再チャレンジに向けた支援の充実を図っていく必要があります。



結婚・出産で仕事をやめた女性が再就職するためには何が必要か



施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保を推進します

◆関係課◆ 総務課、企画財政課、商工観光課

◆具体的な取組◆

男女雇用機会均等法の周知・徹底
 ○男女雇用機会均等法の周知・普及
 ○セクシュアル・ハラスメントに関し、就業規則での規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発
 ☆採用・処遇面での男女差解消に向けた啓発

◆施策の方向◆ (2) 雇用の継続を図るための環境整備に努めます

◆関係課◆ 商工観光課

◆具体的な取組◆

女性の就労継続支援
 ○女性が母性を保護・尊重され、働きながら安心して出産できるような母性健康管理の条件整備を事業者に対し働きかけ

女性の再チャレンジ支援
 ○子育てや介護等で、いったん仕事を中断した女性と、関係する機関とのネットワークづくり
 ○女性の再チャレンジのための情報収集と提供
 ☆再就職希望者の知識・技術習得、職業訓練に対する支援

重点目標⑬ 多様な働き方への条件整備

現状と課題

女性が、労働の場でその能力を十分に発揮するためには、企業における女性登用の積極的な取組と併せ、女性も職業能力の向上や就業能力を高めていく意欲を持つことが重要です。そのためには、情報の提供や能力開発等に関する相談、研修等を受けられる機会の拡充などを図っていく必要があります。

本町の状況

本町の女性の就業率は、平成 17(2005)年国勢調査によると、43.9%であり、県平均の 46.3%をやや下回っています。また、就業者のうち、期間を定められて雇われている臨時雇用は 18.2%で、県平均の 17.6%をやや上回っています。

パートタイム労働の増加や夜間の営業など、雇用・就業形態も多様化しており、様々なライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の選択や、働き方に応じた適正な処遇及び労働条件を確保することが、男女の能力発揮のためには重要となってきました。また、様々な分野で起業を目指す人たちの関心も高まっています。在宅での勤務が可能な就労形態や、情報通信機器を活用した在宅勤務などは、育児期等における男女が、仕事と家庭との両立を図りながら働く形態としても、また就業意欲が発揮できるものとしても重要なものとなっており、これらに関する知識や情報を収集し、提供することにより支援の充実を図っていくことが課題です。

施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 新たな就業形態やニーズに応じた支援の推進を図ります

◆関係課◆ 商工観光課

◆具体的な取組◆

新しい働き方の普及促進	○在宅勤務、ワークシェアリング等の新しい就業形態に関する情報提供 ☆パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知
起業支援等雇用以外の就業環境の整備	○起業や事業経営に関する情報提供や、知識の習得等への支援

重点目標⑭ 農山漁村における男女共同参画の確立

現状と課題

農林水産業・農山漁村の活性化のためには、農林水産業の「6次産業化^(※)」の推進により、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが不可欠です。その際、農業就業人口の過半数を占め、消費者ニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等で活躍の場を広げている女性の参画が求められています。

一方で、世代・職種によっては根強い固定的性別役割分担意識が残っており、農山漁村における女性の地位確立に向けた取組が急がれます。

本町の状況

本町で農業に従事する女性は、農業就業人口の42.4%（平成17(2005)年調査）を占める重要な担い手となっています。また、本町の一次産業で大きなウエイトを占める水産業においても、加工・販売等において大きく貢献しています。

農林水産業において女性の果たす役割の重要性に照らし、農業委員や農協の役員など、地域の生産・生活に関する方針決定の場への女性の参画を進めるなどして、女性が快適に働くための労働条件の確保や就業環境の整備・改善を図っていくことが重要です。また、これらの産業に従事する女性たちの労働が適正に評価され、その労働に見合った報酬を得ることや、男性とともに経営に参画することができる社会の形成が求められています。家族経営などにおいては、労働に見合った報酬による女性の経済的地位の向上や快適な就業環境の改善・整備が図られるよう、家族の話し合いに基づく家族経営協定などの利用を推進します。

このように、農林水産地域における女性の地位及び評価を向上させ、仕事や家庭・地域において、自信と充実感が持てるように、関係団体への女性の役員・委員等への参画や、男女共同参画意識の浸透を目指した広報・啓発活動を進めることが課題となっています。

施策の方向と具体的な取組

◆施策の方向◆ (1) 方針決定の場への女性参画の推進を図ります

◆関係課◆ 農林課、水産課

◆具体的な取組◆

各種団体における女性委員の参画促進

○農協や漁協など、関係団体における役員や委員、また組合員としての女性の参画促進のための広報・啓発

(※) 6次産業化：農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

◆施策の方向◆ (2) 女性の経営参画への促進を図ります	
◆関係課◆ 農林課、水産課	
◆具体的な取組◆	
農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発	○性別による固定的役割分担意識と、それに基づく習慣・しきたりを改めるための啓発
農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり	○家族経営協定に関する啓発と締結支援 ☆女性の視点を活かした農林水産業の6次産業化支援 ☆女性の認定農業者の増加を支援 ☆グリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの取組支援



第5章 計画達成のための指標（数値目標）

計画達成のための指標（数値目標）

施策の方向	評価の指標	前期目標設定時の現状		前期目標値		平成22年度の現状	後期目標値
		基準日	数値	平成22年	平成27年		
主要課題1 男女の人権の尊重							
男女間のあらゆる暴力の根絶	DVという言葉やそれらの法律内容を知っている人の割合	H17.10	64.4%	100.0%	100.0%	66.4%	100.0%
生涯を通じた男女の健康と生活の支援	特定健康診査の受診割合	H17.11	42.1%	52.0%	60.0%	38.7%	(※1) 65.0%
主要課題2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進							
男女平等を推進する教育・学習の充実	意識啓発事業への男性参加割合	—	—	12.5%	25.0%	—	25.0%
	社会全体に、男女の地位は平等になっていると思う人の割合	H17.10	10.0%	30.0%	50.0%	10.1%	50.0%
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大							
町の政策・方針決定過程への女性参画の拡大	審議会等における女性委員の割合	H17.4	28.2%	35.0%	40.0%	29.6% (H22.4)	40.0%
主要課題4 家庭生活における活動と他の活動の両立							
仕事と育児・介護等の両立支援	延長保育の実施箇所数	H17.10	2箇所	4箇所	5箇所	3箇所	5箇所
	「夫は仕事」「妻は家庭」という性別による固定的役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合	H17.10	50.2%	60.0%	70.0%	52.9%	70.0%
主要課題5 働く場における男女共同参画の推進							
農山漁村における男女共同参画の確立	農業委員会に占める女性の割合	H17.7	3.7%	7.4%	11.1%	18.5%	(※2) 18.5%
	農家の家族経営協定締結数	H17.4	33件	52件	70件	46件	70件

※1 「特定健康診査の受診割合」の「後期目標値」は、愛南町特定健康診査等実施計画の目標値に準ずる。

※2 農業委員会委員は選挙によって決定される場合もあるため、新たな目標値は設定しない。

第6章 計画の推進

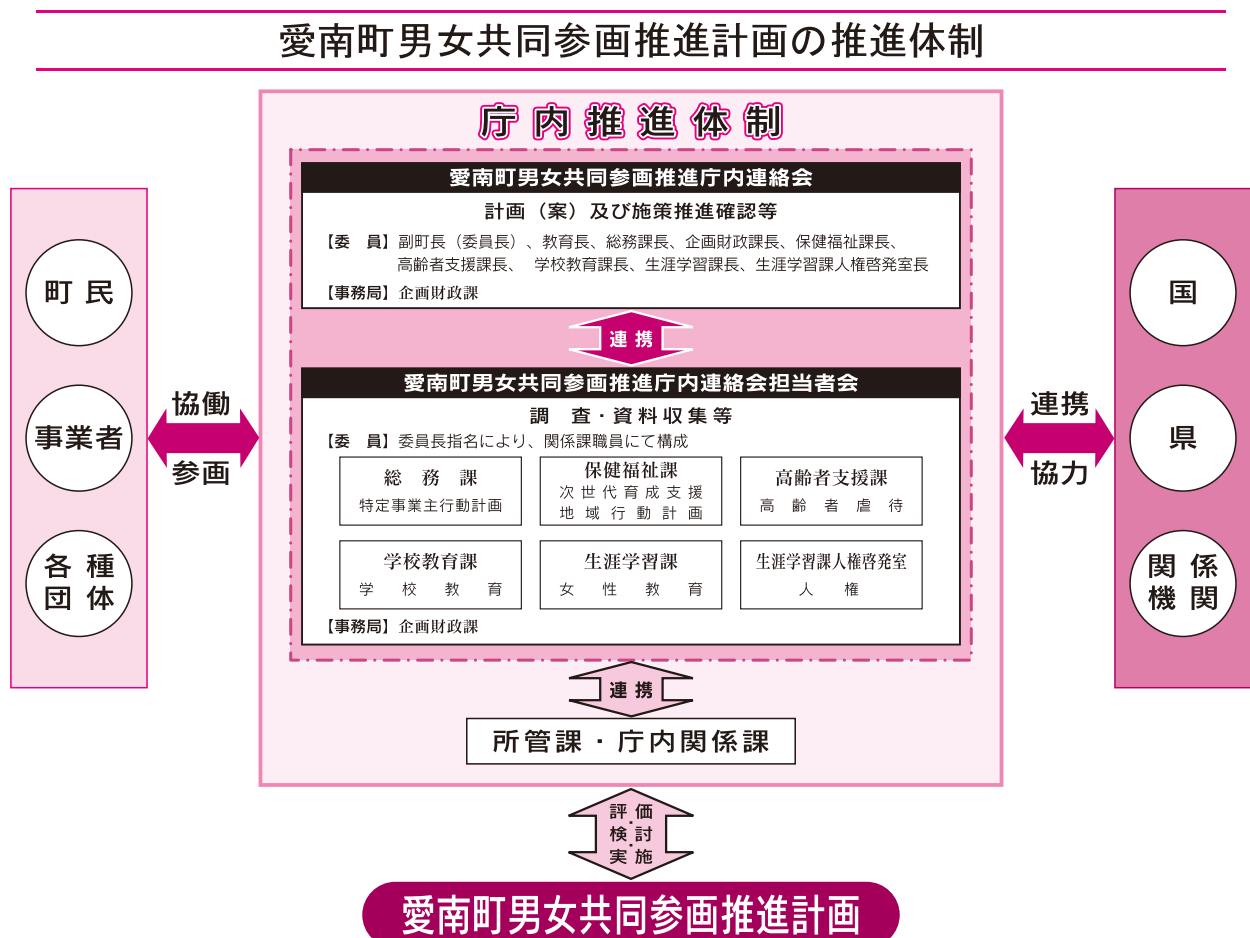
男女共同参画社会の実現に向けて、愛南町男女共同参画推進計画の効果的な推進を図るためには、庁内外における推進体制を充実させるとともに、男女共同参画社会の推進に取り組んでいる町民や事業者、団体とのパートナーシップを深め、町民と行政が一体となって計画を推進していくことが必要です。計画の実効性を高めるために、関係各課等との連携を図りながら、適切な進行管理を行います。

1 男女共同参画推進計画の位置付け

愛南町総合計画の「ともにあゆみ育て創造するまち～愛南町～」の将来像を具体化していくため、6つの基本目標を定めています。その一つに「豊かな心と文化を育むまち」を掲げており、この基本目標を実現するための基本計画として、愛南町における男女共同参画社会を推進する指針となります。

2 推進体制の充実

推進計画の目標達成のために、庁内での推進組織として「愛南町男女共同参画推進庁内連絡会」を設置し、この組織を中心として関係各課と連携を図り、全庁的に事業推進に取り組んでいきます。



3 事業の進行管理

毎年、事業評価制度や関係計画の進捗状況を把握しながら各事業の進行を管理し、今後も町民へのアンケートを実施しながら事業効果を検証するなど、施策の妥当性や達成度について評価・再調整を行います。

また、10年間の推進計画としていますが、今後の社会情勢の変化にも対応できるよう、必要があれば計画の見直しについても行っていきます。

4 町民・事業者・団体等との協働

町民・事業者・団体が主体的に男女共同参画社会を推進し、町民・事業者・団体と行政の協働により、計画の周知と効果的な事業の展開を図り、推進計画を実施していきます。

5 国・県・関係機関との連携

効果的に事業を実施していくためには、国・県・関係機関との連携が重要です。これらの機関の動向を的確に把握しながら、情報交換や連携を図り、計画を円滑に推進していきます。



第7章 參考資料

男女共同参画社会づくりのための 愛南町民意識調査

【アンケートご協力をお願い】

愛南町では、男女共同参画社会（男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会）の実現を目指して取り組みを進めているところです。

このたび、男女共同参画に関する日常生活の実態や住民の皆様のご意見をお聞かせいただき、推進計画の策定や今後の取り組みに向けた基礎資料とするために調査を実施するものです。町内の20～79歳までの方から1,000名を無作為に抽出し、あなた様にアンケートをお願いすることになりました。

お答えいただいた内容については、すべて統計的に処理しますので、個人の回答をそのまま公表したり、他の目的のために使うことはありません。また、お名前を記入していただく必要もございません。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成22年8月

愛南町

〔ご記入にあたってのお願い〕

1. アンケートは、できるだけ封筒のあて名の方 ご本人が 記入してください。事情によりご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても結構です。
2. 回答は、各質問で用意した答えの中から、あてはまる番号を○で囲んでください。
3. 記入が終わりましたら、記入漏れや誤記がないか、最後に確認してください。
4. 確認が終わりましたら、**8月31日(火)までに** 同封の返信用封筒に入れて、返送してください。（切手を貼っていただく必要はありません。）
5. アンケートの集計は、業務委託先である(株)いよぎん地域経済研究センターが行います。そのため、返信用封筒の宛先は同社になっています。
6. アンケートについて、不明な点やご質問がありましたら、下記へお問い合わせください。

【調査の主体・お問い合わせ先】

愛南町役場 企画財政課



電話：72-7317（直通） FAX：72-1214

Eメール：kikakuzaisei@town.ainan.ehime.jp

結婚や家庭生活について

問1 あなたは結婚・家庭・離婚についてどのように考えますか。次のA～Fについてあなたの考えに近いものを1つ選び、番号を○で囲んでください。(○印はA～Fそれぞれに1つ)

単位(%)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
A 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	40.7	20.8	21.6	8.4	5.1	3.4
B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	7.9	25.5	26.1	26.8	9.6	4.1
C 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方がよい	11.1	38.5	23.1	17.6	6.6	3.0
D 結婚してもかならずしも子どもをもつ必要はない	18.4	17.6	29.1	20.8	10.5	3.6
E 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	16.5	23.3	28.7	14.8	13.1	3.6
F 結婚後の姓のあり方について、夫婦とも同じ姓か別々の姓を名乗るのかを <u>選択</u> できる方がよい	18.8	15.4	21.2	31.0	10.3	3.2

問2 あなたは、1日に平均してどれくらいの時間を家事(育児・介護を含む)にかけていますか。次のA・Bについて、あてはまるものを1つずつ選び、その番号を○で囲んでください。

(○印はA・Bそれぞれに1つ)

	全くしてない	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	無回答
A 平日	14.8	13.7	13.7	16.3	12.2	25.5	3.9
B 休日	11.6	10.1	13.5	15.6	10.9	33.2	5.1

問3 あなたの家庭では、次にあげるような家庭生活での事柄を、主にだれが分担していますか。未婚の方は「もし、結婚したらどうしたいか」として、次のA～Lについて、あてはまるものを1つずつ選び、その番号を○で囲んでください。（○印はA～Lそれぞれに1つ）

	主に夫	主に妻	妻と夫が同じ程度に分担	主に子ども	家族全員	その他の人	親がいないなど 非該当(子どもや)	無回答
A 家計を支える（生活費を稼ぐ）	60.2	4.1	23.6	0.9	4.9	1.7		4.7
B 食事のしたく	0.9	80.5	7.3	0.2	2.6	3.2		5.4
C 食事の後片付け、食器洗い	1.9	68.3	15.2	0.6	6.9	2.6		4.5
D 掃除	1.9	68.5	13.5	0.4	8.8	2.1		4.7
E 洗濯	1.1	78.6	9.2	0.2	3.9	2.1		4.9
F ゴミ出し	26.8	42.8	16.5	0.2	5.8	3.2		4.7
G 日々の家計の管理	4.7	78.4	9.6	0.4	0.2	1.9		4.7
H 自治会・町内会などの地域活動	37.7	18.8	25.3	1.5	5.1	4.9		6.6
I 高額の商品や土地・家屋の購入の決定	41.5	6.4	33.4	1.1	8.8	2.1		6.6
J 育児、子どもの世話	0.0	48.6	25.3	0.4	4.5	0.9	9.6	10.7
K 家族の世話（介護）	0.9	38.5	21.2	0.2	9.6	1.9	17.3	10.3
L PTA活動などの学校行事への参加	4.5	41.5	26.1	1.3	2.8	0.2	12.2	11.3

※ 現在、配偶者がいる方にお尋ねします。 《いない方は問5へお進みください》

副問3-1 あなたは問3の家庭内の仕事について、配偶者にもっとしてほしいことはどれですか。A～Lの中からしてほしい順に3つ選び、下の枠の中にアルファベット(A～L)を記入してください。

配偶者にもっとしてほしいこと・・・

D 28.4%	J 17.9%	F 14.1%	G 6.4%
C 25.6%	K 17.3%	A 11.5%	E 6.1%
B 21.4%	H 15.7%	L 10.9%	I 2.9%

※ 現在、配偶者がいる方にお尋ねします。 <<いない方は問5へお進みください>>

問4 問3でお答えいただいた実際のご家族の生活の姿について、あなたはどのように感じていますか。次の中から1つ選んで番号を○で囲んでください。

- | | | |
|---|------------|-------|
| 1 | 十分満足している | 19.0% |
| 2 | ある程度満足している | 51.7% |
| 3 | あまり満足していない | 17.5% |
| 4 | とても不満である | 2.9% |
| | 無回答 | 8.9% |

n=315

問5 あなたは、勤めのある男女が育児休業をとることについてどう思いますか。次の中からそれぞれ1つ選んで番号を○で囲んでください。（○印は男性・女性それぞれに1つずつ）

男性が育児休業をとることについて	
1	父親として当然である 7.7%
2	父親自身の成長のためにも、 とることが望ましい 28.5%
3	職場環境を考えるととりにくい 33.0%
4	休業補償が十分でないので とれない 8.6%
5	育児は女性が適していると思うので、 男性がとる必要はない 10.3%
6	男がとるのはみっともない 1.1%
7	その他 2.6%
	無回答 8.4%

女性が育児休業をとることについて	
1	母親として当然である 40.9%
2	母親自身の成長のためにも、 とることが望ましい 35.1%
3	職場環境を考えるととりにくい 6.2%
4	休業補償が十分でないので とれない 3.2%
5	育児に専念するために、 女性は仕事をやめるべきである 1.7%
6	女がとるのはみっともない 0.0%
7	その他 2.4%
	無回答 10.5%

問6 あなたは、勤めのある男女が介護休業をとることについてどう思いますか。次の中からそれぞれ1つ選んで番号を○で囲んでください。（○印は男性・女性それぞれに1つずつ）

男性が介護休業をとることについて	
1	家族として当然である 14.6%
2	他に介護する者がいない場合は、 とることもやむを得ない 53.3%
3	職場環境を考えるととりにくい 14.6%
4	休業補償が十分でないので とれない 6.2%
5	介護は女性が適していると思うので、 男性がとる必要はない 2.8%
6	男がとるのはみっともない 0.4%
7	その他 1.7%
	無回答 6.4%

女性が介護休業をとることについて	
1	家族として当然である 22.7%
2	他に介護する者がいない場合は、 とることもやむを得ない 55.7%
3	職場環境を考えるととりにくい 5.4%
4	休業補償が十分でないので とれない 4.7%
5	介護に専念するために、 女性は仕事をやめるべきである 1.3%
6	女がとるのはみっともない 0.0%
7	その他 1.1%
	無回答 9.2%

教育・子育てについて

問7 あなたは、子どもの育て方について、どのような考えをお持ちですか。次のA～D それぞれについて、あなたの考えに最も近いものの番号を1つ選んで○で囲んでください。子どものいない方も、一般的にどう思われるかでお答えください。(○印はA～Dそれぞれに1つ)

	賛成	い え ば 賛 成 ど ち ら か と	い え ば 反 対 ど ち ら か と	反 対	わ か ら な い	無 回 答
A 女の子も男の子も、経済的に自立できるように育てた方がよい	75.4	18.4	0.0	0.0	1.5	4.7
B 女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯などの生活していくために必要な技術を身につけるように育てた方がよい	62.3	29.3	2.4	0.0	0.0	6.0
C 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい	31.0	43.0	6.9	4.3	8.4	6.4
D 女の子も男の子も、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい	60.2	29.6	0.0	0.4	3.4	6.4

問8 わが国では、合計特殊出生率(女性が生涯に産む子どもの人数)が低下し、少子化が進んでいますが、その原因は何であると思いますか。あなたの考えに近いものを次の中から3つまで選んで番号を○で囲んでください。(○印は3つ以内)

1 出産・育児には女性の肉体的・心理的な負担が大きいため	12.2%
2 女性の結婚年齢があがったから	28.9%
3 子育てのための経済的な負担が大きいため	58.9%
4 仕事と育児を両立させるため、多くの子どもを産めないから	42.8%
5 子育てを支援するためのサービス(保育所・児童クラブ等)が不十分だから	21.6%
6 配偶者の育児に対する協力が少ないから	3.6%
7 育児に対しての不安を持つ人や自信がない人が多いから	12.4%
8 子どもをとりまく社会環境に不安があるから	11.1%
9 生き方が多様化し、結婚・子育ての生活を選ばない人が増えたから	43.9%
10 未婚のままで子どもを産み・育てることが大変だから	2.6%
11 雇用の不安など、将来の暮らしに希望が持てないから	33.4%
12 その他 (具体的に)	1.5%
13 わからない	1.7%
無回答	3.6%

職業生活について

問9 一般的に「女性が職業を持つこと」について、あなたはどのようにお考えですか。次の中から1つ選んで番号を○で囲んでください。(○印は1つ)

- | | | |
|---|----------------------------------|-------|
| 1 | 女性は職業を持たない方がよい | 1.1% |
| 2 | 結婚するまでは、職業を持つ方がよい | 4.1% |
| 3 | 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい | 9.4% |
| 4 | 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい | 41.8% |
| 5 | 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい | 36.2% |
| 6 | その他(具体的に) | 5.1% |
| | 無回答 | 2.4% |

問10 あなたは、女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思えますか。あなたの考えに近いものを次の中から3つまで選んで番号を○で囲んでください。

- | | | |
|----|-------------------------------------|-------|
| 1 | 職場に、結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある | 39.4% |
| 2 | 職場に、女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある | 14.3% |
| 3 | 賃金に男女格差がある | 14.8% |
| 4 | 短期契約(1年更新の嘱託契約など)等の不安定な雇用形態がある | 17.1% |
| 5 | 女性の能力を正当に評価しないで、補助的な仕事しかさせてもらえない | 15.6% |
| 6 | 教育・訓練を受ける機会が少ない | 4.3% |
| 7 | 労働時間が長い | 21.8% |
| 8 | 転勤がある | 10.1% |
| 9 | セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)がある | 2.1% |
| 10 | 家事・育児・介護への家族の協力が不十分である | 36.6% |
| 11 | 家事・育児・介護のための社会システムや施設等が不十分である | 52.2% |
| 12 | 女性自身に職業を持ちつづけようという意識がない | 10.1% |
| 13 | その他(具体的に) | 2.4% |
| | 無回答 | 4.9% |

問11 現在、女性は結婚や出産によって仕事をやめる場合がありますが、このような女性が再び仕事に就くために、どのようなことが必要だと思いますか。あなたの考えに近いものを次の中から3つまで選んで、番号を○で囲んでください。(○印は3つ以内)

- | | | |
|----|--------------------------------------|-------|
| 1 | 正規職員での雇用の場を増やす | 32.8% |
| 2 | 再雇用制度の促進 | 48.0% |
| 3 | 募集要件の年齢制限をなくす | 26.3% |
| 4 | 再就職のための講座や技術訓練等の充実 | 11.3% |
| 5 | 年金制度や税制度を見直す | 9.4% |
| 6 | 社会全体で「男は仕事・女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をなくす | 15.0% |
| 7 | 家族のための休暇がとりやすい職場を増やす | 40.7% |
| 8 | 家族や夫の理解・協力 | 31.5% |
| 9 | 高齢者介護の施設やサービスを拡充すること | 15.4% |
| 10 | 保育施設や子育て支援サービスの充実 | 34.7% |
| 11 | 家事の負担を軽減する有料の家事代行業などを育成すること | 1.9% |
| 12 | その他(具体的に) | 0.4% |
| | 無回答 | 3.4% |

問 12 男女の不平等を是正するため、「女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなど、特別な措置を講じる必要がある。」という考え方(ポジティブ・アクション)がありますが、あなたはこのことについてどうお考えでしょうか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを1つ選んで番号を○で囲んでください。

- | | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | そう思う | 12.2% |
| 2 | どちらかといえばそう思う | 36.4% |
| 3 | どちらかといえばそう思わない | 13.3% |
| 4 | そう思わない | 10.3% |
| 5 | どちらともいえない | 23.3% |
| | 無回答 | 4.5% |

問 13 次にあげるA～Fのような職業や役職において、今後女性がもっと増えることについてどのように思いますか。それぞれあてはまるものを1つ選んで番号を○で囲んでください。

(○印はA～Fそれぞれに1つ)

	増えたほうが いいと思う	増えたほうが いいと 思わない	わからない	無回答
A 町内会長、自治会長	40.3	25.3	28.1	6.4
B PTA会長	44.1	24.0	24.4	7.5
C 職場の管理職	53.5	18.8	21.2	6.4
D 県や市町村の審議会委員	54.4	15.4	23.1	7.1
E 知事や市町村長	43.5	22.3	26.6	7.7
F 国、県、市町村の議会議員	52.9	17.1	23.3	6.6

人権について

問 14 あなたは、新聞・雑誌・テレビなどメディアにおける性や暴力の表現についてどう思いますか。次の中からあなたの考えに近いものを2つ選び、その番号を○で囲んでください。(○印は2つ)

- | | | |
|---|--------------------------------------|-------|
| 1 | そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない | 46.7% |
| 2 | 性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ | 44.1% |
| 3 | 女性や子どもに対する犯罪を助長する恐れがある | 40.3% |
| 4 | 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている | 16.5% |
| 5 | その他(具体的に) | 2.6% |
| 6 | 特に問題はない | 13.7% |
| | 無回答 | 6.4% |

問 15 最近、夫婦や恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること(ドメスティック・バイオレンス=DV)が問題となっていますが、あなたは次にあげるようなことをしたり、されたりしたことがありますか。次のA～Gについて、それぞれあてはまるものを1つずつ選び、その番号を○で囲んでください。(○印はそれぞれに1つ)

	したことがある	されたことがある	どちらもある	どちらもない	無回答
A 命の危険を感じるほどの身体的暴力(なぐる、けるなど)	0.6	3.6	0.2	91.0	4.5
B 医師の治療が必要となるほどの身体的暴力(なぐる、けるなど)	0.2	1.9	0.0	92.3	5.6
C 医師の治療までは必要がない程度の身体的暴力(なぐる、けるなど)	1.9	6.0	1.5	85.0	5.6
D 精神的暴力(おどす、無視する、人格を否定する言葉を言うなど)	3.6	10.5	3.4	76.4	6.0
E 性的暴力(性的行為や中絶を強要する、ポルノ雑誌などを無理に見せる、避妊に協力しないなど)	1.1	3.4	0.0	89.7	5.8
F 経済的暴力(生活費を渡さない、働くことを妨害するなど)	0.6	3.2	0.2	90.4	5.6
G 社会的暴力(交友関係や行動を監視するなど)	0.6	4.9	0.4	88.2	5.8

問 16 問 15 で「されたことがある」または「どちらもある」とお答えの方に伺います。

配偶者や恋人などから受けた行為について、だれかに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1	警察に連絡・相談した	0.9%
2	人権擁護委員に相談した(法務局、地方法務局の人権相談窓口を含む)	0.9%
3	配偶者暴力相談支援センター(県女性総合センター、婦人相談所)に相談した	0.9%
4	その他の公的な機関に相談した	0.9%
5	民間の機関(弁護士会など)に相談した	1.8%
6	医師に相談した	3.6%
7	家族に相談した	16.2%
8	友人・知人に相談した	27.0%
9	どこ(だれ)にも相談しなかった	36.0%
10	その他(具体的に 無回答) 2.7% 25.2%

問 17 配偶者や恋人などからの暴力の被害に対して、相談機関や窓口が設けられています。次の中からご存知のものすべてに○をつけてください。

1	愛南町役場	24.6%
2	愛南町社会福祉協議会	18.2%
3	愛媛県婦人相談所	9.4%
4	愛媛県女性保護対策協議会	7.7%
5	愛媛県女性総合センター	9.6%
6	えひめDVサポートセンター	19.7%
7	警察	67.2%
8	弁護士・弁護士会	26.6%
9	法務局・人権擁護委員	22.7%
10	その他(具体的に) 0.0%
11	どれも知らない 無回答	13.7% 8.6%

男女平等・男女共同参画社会について

問 18 あなたは、男女共同参画に関する次の用語を聞いたことがありますか。次のA～Dそれぞれについて、あてはまる番号を1つ○で囲んでください。（○印はそれぞれに1つ）

	内容まで知っている	内容までは知らないが聞いたことがある	全く知らないし、聞いたことがない	無回答
A 男女共同参画社会基本法	7.3	56.1	32.5	4.1
B 改正DV防止法（配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律）	6.9	59.5	28.9	4.7
C ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）	7.3	23.3	64.0	5.4
D ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	2.6	27.2	64.2	6.0

問 19 あなたは現在、次のA～Hのような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの考えに近いものの番号を1つ○で囲んでください。（○印はそれぞれに1つ）

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	どちらかといえば女性が優遇されている	男女平等になっている	女性が優遇されている	わからない	無回答
A 家庭生活で	15.0	49.9	18.2	5.8	1.1	6.2	3.9
B 就職・採用で	16.9	43.9	14.8	1.5	0.9	17.1	4.9
C 職場で	15.6	43.9	15.4	2.8	1.3	15.8	5.1
D 学校教育の場で	2.6	13.3	51.0	3.0	0.9	24.2	5.1
E 地域や社会活動の場で	6.2	42.0	23.6	3.4	0.6	19.3	4.9
F 法律や制度の上で	5.8	24.6	34.0	4.9	0.6	24.6	5.4
G 慣習・しきたり等で	19.9	47.3	9.9	3.2	0.9	14.1	4.7
H 社会全体で	11.1	53.1	10.1	3.6	0.6	16.9	4.5

問 20 愛南町男女共同参画推進計画が策定されて5年目となります。愛南町が目指す「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」の実現について、5年前と比較して愛南町の現状をどのように感じていますか。あなたの考えに近いものの番号を1つ〇で囲んでください。

1 前進している	2.6%
2 どちらかといえば前進している	14.6%
3 変わらない	39.8%
4 どちらかといえば後退している	1.9%
5 後退している	1.1%
6 わからない	38.5%
無回答	1.5%

問 21 男女共同参画社会を進めるために、愛南町では、今後どのような施策を推進していったらよいと思いますか。あなたの考えに近いものを3つまで選んで番号を〇で囲んでください。(〇印は3つ以内)

1 男女共同参画を推進する条例を制定する	11.6%
2 女性の生き方に関する情報提供や交流・相談の場、教育などのセンターをつくる	19.1%
3 男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発活動をする	22.3%
4 男女共同参画を推進する女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする	18.8%
5 男性の家事能力を高めるような講座を行う	16.5%
6 審議会などの行政の政策方針を決定する場に女性の参画を促進する	18.8%
7 地域団体の長などに女性を増やす	9.2%
8 学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する	16.3%
9 ドメスティック・バイオレンス(DV)など、あらゆる暴力の根絶と救済支援を行う(DV=夫婦や恋人間での身体的・心理的な暴力のこと)	13.3%
10 経営者・事業主を対象に雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する	21.6%
11 保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える	62.5%
12 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する	3.4%
13 その他(具体的に)	2.1%
無回答	5.4%

あなた自身についておたずねします

それぞれあてはまる番号を○で囲んでください。

Q1 あなたの性別は 1 女性 64.0% 2 男性 35.8% 無回答 0.2%

Q2 あなたの年代は

1 20歳代 12.6% 2 30歳代 16.1% 3 40歳代 19.5%
4 50歳代 19.1% 5 60歳代 17.6% 6 70歳代 15.2%

Q3 あなたは結婚されていますか

1 結婚している 68.5% 2 結婚したが離別・死別 11.8% 3 結婚していない 19.7%



※ 結婚している方にお尋ねします

Q3-1 共働きをしていらっしゃいますか(パートや内職を含む)

1 している 53.9% 2 していない 44.5% 無回答 1.6%

Q4 お子さんはいらっしゃいますか

1 いる 74.7% (平均 2.2人)
2 いない 21.2% 無回答 4.1%

Q5 あなたの家族構成は

1 ひとり暮らし 13.1% 2 夫婦のみ 24.8%
3 二世世代家族(親と子ども) 46.0% 4 三世世代家族(親と子どもと孫) 12.8%
5 その他(具体的に) 2.1% 無回答 1.1%

Q6 あなたの職業はどれですか

1 自営業主 …… 農林漁業、商工サービス業、自由業(特別な技能・技術・知識に基づく専門的職業のこと、医師、弁護士、作家等) 14.1%
2 家族従事者……農林漁業、商工サービス業、自由業 5.1%
3 正規雇用者……会社員、公務員などの給与所得者 25.7%
4 非正規雇用者…嘱託、臨時職員、パート、アルバイト、派遣社員 17.6%
5 主婦・主夫 13.3%
6 学生 3.4%
7 無職 18.8%
8 その他(具体的に) 0.6%
無回答 1.3%

※ 男女共同参画について、ご意見・ご要望がありましたら、どのようなことでも結構ですので、具体的にお書きください。

.....
.....
.....

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。お手数ですが、返信用封筒に、アンケートをお入れいただき、ポストに投函してください。切手は不要です。

自由回答

子供は社会全体で育てるものと云うのは正しいけれど、まず自分の子供は自分で・夫婦で考え、どうしても足りない所を助けてもらう。甘え過ぎず自分で！を基本に。(女性 70歳代 未婚)
夫の職場では、男性の育休を取る人がいません。育休を取ると白い目で見られ、仕事ができないレッテルを貼られることになります。有給休暇も取れません。制度としてあるだけでは全く意味がないです。(女性 30歳代 既婚)
男女という事ばかりでは無く、職場での賃金の差別(賃金の差の理由は本人に知らされていない。知らされていても、あいまい。)、同じパート同士で事務職との差別、人としての差別(入社してから若い女性社員等は教育面等々で優遇され昇給して行く)等、数えきれない差別はありますが、これは全て上司の男性社員が行っているという思いはあります。その結果、女性社員(特にリーダー格、役職の女性)も、人を見て差別するという傾向は否めません。(女性 50歳代 未婚)
女性は妊娠・出産があるので、それのない男性と全く平等にしようとしても無理があります。両性の「役割」と、それに応じた社会保障があれば、子供もたくさん産もうというものですが…。(女性 20歳代 未婚)
男女共同参画できる社会をめざすなら、もう少し広報活動と教育が必要。又、行政としてどのようなサービスが提供できるのか広報活動と啓発活動が必要。(男性 40歳代 既婚)
”gender equality”に参画する機会が確保されていない様に思います。子供もいないのも影響しているのかな？(女性 50歳代 既婚)
町が進める男女共同社会の取組についてあまり理解が出来ておりません。この活動を推進するためのまず目指すべきところ(目標、指標など)はどこに設定しているのか？具体的なところをお聞きしたいです。(5年間で何がどう変わったのか) (男性 40歳代 既婚)
自然の中で男女が共に振舞うことが一番良いと思う。法律等で決定されることより、一歩ずつ個人個人尊重して生きてゆけば、それこそが男女共同参画の社会であると考えます。(女性 60歳代 離・死別)
田舎だからでしょうか。昔からの考えで、昔ながらのやり方で無難に済ますという人が多いのだと思う。それがいいかどうか、わかりません。人がするから自分もというような人が多いようです。私は私自身が思うように生きたいですが…。(女性 50歳代 既婚)
話し合いや意見交換では、男女が平等であるべきというのは当たり前と言われそうだが、実際に実現するためには金銭的な負担や(子供を預けるのが大変な方も)制度(条例や法律)の制定など目に見える安心感が持てるということがないと、どうしても理想論として終わりそう。若い世代では、それぞれの家庭が「選ぶことができる」という環境を求めています。(男性 30歳代 未婚)
理論よりも実践していく施策を積極的に推進することが大切。(男性 60歳代 既婚)
お互いの立場を良く理解し合うこと。男は男なりの仕事+女性の出来ない事を助ける力、女性は男の出来ないことに自信を持って家族を守る事で明るい家族を作ることと思います。(男性 70歳代 既婚)
男女それぞれ良いところがたくさんあります。男女がお互いを認め尊敬高め合える社会であって欲しいです。(女性 50歳代 既婚)
求人などでも男性を優遇されていることが多いので女性にも平等に受けられるようにして欲しい。(女性 20歳代 既婚)
辺地南部にも核家族化・女性の就労が進み、保育士仲間と働く母親を助けようと乳児保育所を設立した。早朝・延長保育・土曜日午後の保育等実施した今では普通となっているが、近くに身内のない母親にとって病児保育が必要と思われる。私は三世代家族で義母に助けられ存分に仕事に打ち込められた。そんな家族構成に戻れないものか？同居であっても預けられる保育制度でなくてはならない。(女性 70歳代 既婚)

<p>男性の下に女性がついて行く。男女共同といえども仕事をする内容にしても男は女を上回ると思います。男よりか女が上に立つという事は好ましくありません。男を下で支え合って助けていくのが女の仕事だと思います。(女性 60歳代 既婚)</p>
<p>女性が社会に出て力を持つと家庭の中(その他)に目がいかず、何か世の中が変な方向に進んでいるのではないのでしょうか。(女性 70歳代 既婚)</p>
<p>女性も参加して町の発展の為にも賛成です。頑張ってください。(男性 50歳代 既婚)</p>
<p>環境が充実される事で初めて安心して社会へ出ていけるのだと思います。そして、お互いに尊重し合い、家庭内・社会的な責任を分かち合い、性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮でき、明るく住みやすい愛南町であることを望みます。自然と子供も増えてくると思います。(女性 30歳代 既婚)</p>
<p>男性、女性で考え方の得意とする分野での活躍を期待したいと思います。(女性 50歳代 既婚)</p>
<p>地域の男尊女卑の風習が抜けきらない。特にその地で生まれ育った人は外部からの居住者が地域のために何かをしようとする自分一人では何も出来ないため共同で横槍を入れ邪魔をする。地域の確執がいつまでも抜けきらない。(女性 60歳代 離・死別)</p>
<p>男女共同参画と言う計画??を知らなかったので、アンケートの質問の意味すら理解しがたい所があった。もっと身近に感じられるように、もっと情報が入ってきやすいように対策がいるのではないのでしょうか。とても良い参画だと思いますので…。(女性 20歳代 未婚)</p>
<p>今日迄、どちらかと云えば男性に比べ女性が社会活動に参画する場や機会が少なく、身近な分野、例えば地域から参画し、(現状は、組長・区長に女性は駄目だと決めている事等)一つ一つ勉強する事が大事だと思います。(女性 60歳代 離・死別)</p>
<p>質問内容が難し過ぎる。現在、無職ですが子育てしながら、仕事を続けてきました。親の背中を見ながら子供もそれなりに分かるのか理解していると感じました。愛南町に働ける職場があれば、子供達も県外に行く事はなかったろうに…。やっぱり、遠くより近くにいて欲しい…親の希望。(女性 50歳代 既婚)</p>
<p>愛南町の雇用対策が不足していると思う。男女共同参画以前に若者の雇用対策を行って、進学のために町外・県外へ出た人を迎え入れることができるようにして欲しい。(女性 20歳代 未婚)</p>
<p>男女共同参画という言葉自体が堅苦しい。もっと知りたいという気持ちになれない。幼い頃からの教育が大事だと思う。(幼児から…)保育所や幼稚園などでも学ぶ機会があれば良い。(女性 30歳代 既婚)</p>
<p>私くらいの年齢は男女共同参画といっても子育てや料理までは、いかがだと思います。その他のことは平等で良いと思います。(女性 70歳代 既婚)</p>
<p>男女共同参画ということを知ったことがない。情報というものがない中でどうしたら良いのかわからない人が大勢いると思う。この状態をどのようにしたら良いのかも考える必要があるのではないかとと思う。(男性 20歳代 離・死別)</p>
<p>長い間、男性が優位に立っている小さな町です。若い方はともかく、「お父さん世代」の考えを一度、参考にしてみたいかがでしょうか。その世代の方のセクハラや暴言というのは私の周囲で目立ちます。(女性 20歳代 未婚)</p>
<p>差別と区別は違います。(男性 30歳代 既婚)</p>
<p>女らしい、男らしいということは、どういう事でしょう。あいまいです。「女らしい」ということをもっと限定すべきでないと答えにくいです。「女らしい」ということ「男らしい」という言葉に、もはや偏見があるようにも思います。(女性 50歳代 既婚)</p>
<p>数年前から男女共同参画や人権問題、その他自分を向上させる為に色々な講座や研修会に参加してきました。しかし、講師によっては片寄った考えを植え付け、受講者を洗脳していく人間もいることに気付かされた。主催者側はその点を十分に考慮して講師を選んでいただきたい。(女性 50歳代 既婚)</p>
<p>一般的に理解されているようで、具体的には理解されていない分野であると思われますので、今後の取組の強化に期待します。(男性 30歳代 既婚)</p>

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けにくいこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会の

あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)

は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年法律第31号)

(平成13年法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条―第5条)

第3章 被害者の保護(第6条―第9条の2)

第4章 保護命令(第10条―第22条)

第5章 雑則(第23条―第28条)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離

婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、

被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の

申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会すること

を余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長

に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由

とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による

命令に関する事件については、なお従前の例による。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

(昭和47年7月1日法律第113号)

最終改正：平成20年5月2日法律第26号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
第1節 性別を理由とする差別の禁止等(第5条—第10条)
第2節 事業主の講ずべき措置(第11条—第13条)
第3節 事業主に対する国の援助(第14条)
第3章 紛争の解決
第1節 紛争の解決の援助(第15条—第17条)
第2節 調停(第18条—第27条)
第4章 雑則(第28条—第32条)
第5章 罰則(第33条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次の

とおりとする。

- (1) 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- (1) 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む)、昇進、降格及び教育訓練
- (2) 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- (3) 労働者の職種及び雇用形態の変更
- (4) 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置

を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)
第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

(1) その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

(2) 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

(3) 前号の計画で定める措置の実施

(4) 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備

(5) 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会

(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をす

ることができる。

(1) 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

(2) 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及び第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第31条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第11条第2項、第13条第2項並びに前3条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第4条第4項(同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13

条第3項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第2号、第7条、第9条第3項、第12条及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和22年法律第100号)第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第21条第3項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第4号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年12月2日法律第78号)

1 この法律(第1条を除く。)は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和60年6月1日法律第45号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和61年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第20条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第2条の規定による改正後の労働基準法第6章の2の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成3年5月15日法律第76号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月9日法律第107号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年10月1日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第30条及び第31条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第2条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第34条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成9年6月18日法律第92号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第3条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第5条、第6条、第7条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3条、第6条、第7条、第10条及び第14条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 第1条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第26条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第27条の改正規定(「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に2項を加える部分に限る。)、同法第34条の改正規定(「及び第12条第2項」を「、第12条第2項及び第27条第3項」に改める部分、「第12条第1項」の下に「、第27条第2項」を加える部分及び「第14条及び」を「第14条、第26条及び」に改める部分に限る。)及び同法第35条の改正規定、第3条中労働基準法第65条第1項の改正規定(「10週間」を「14週間」に改める部分に限る。)、第7条中労働省設置法第5条第41号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。)並びに附則第5条、第12条及び第13条の規定並びに附則第14条中運輸省設置法(昭和24年法律第157号)第4条第1項第24号の2の3の改正規定(「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。) 平成10年4月1日

(罰則に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年7月16日法律第87号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定(同法第250条の9第1項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定(同法附則第10項に係る部分に限る。)、第244条の規定(農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。)並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部

分を除く。)並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

(新地方自治法第156条第4項の適用の特例)

第122条 第375条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局(以下「都道府県労働局」という。)であつて、この法律の施行の際第375条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第156条第4項の規定は、適用しない。

(職業安定関係地方事務官に関する経過措置)

第123条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第8条に規定する職員(労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第158条において「職業安定関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

(地方労働基準審議会等に関する経過措置)

第124条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第161条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出そ

他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成11年7月16日法律第104号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月11日法律第112号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年11月16日法律第118号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年5月31日法律第54号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

第28条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第29条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第30条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月31日法律第98号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

施行する。

(1) 第1章第1節(別表第1から別表第4までを含む。)並びに附則第28条第2項、第33条第2項及び第3項並びに第39条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第38条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第39条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成18年6月21日法律第82号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成17年法律第62号)中社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条第1項第1号の4の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に係属している同法第5条第1項のあっせんに係る紛争については、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第

1条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第14条第1項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第24条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法及び第2条の規定による改正後の労働基準法第64条の2の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成20年5月2日法律第26号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為及び前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

愛媛県男女共同参画推進条例

公布平成14年13月26日条例第10号

改正平成16年12月24日条例第47号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第16条)

第3章 男女共同参画を推進するための体制(第17条—第23条)

第4章 苦情等の処理(第24条・第25条)

第5章 愛媛県男女共同参画会議(第26条)

第6章 雑則(第27条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要か

つ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為(身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。

7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあ

らゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制

(財政上の措置等)

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(県と市町との協働)

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる

ものとする。

(男女共同参画推進週間)

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「県の施策」という。)について苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

(1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委

員に報告するものとする。

4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。

5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 参画会議は、委員21人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附則(平成16年12月24日条例第47号)

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

愛南町男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 愛南町における男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、愛南町男女共同参画推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に関する計画等の策定及び実施に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長、保健福祉課長、高齢者支援課長、学校教育課長、生涯学習課長及び生涯学習課人権啓発室長をもって組織する。

2 委員長は副町長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は会務を総理し、連絡会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者が、その職務を代行する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議を開催しないで議事を決定する事ができる。

5 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(担当者会)

第6条 連絡会に、第2条に規定する所掌事務に関して調査及び資料収集等を行わせるため、愛南町男女共同参画推進庁内連絡会担当者会（以下「担当者会」という。）を置く。

2 担当者会は、町職員のうちからその内容に応じて委員長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 連絡会及び担当者会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が連絡会に諮って定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

用語解説

あ行

ILO第156号条約

「ILO」とは、国際労働機関(International Labor Organization)の略。国際専門機関の1つで、国際的な労働基準の設定、労働条件の向上を目的として大正8(1919)年に創設。日本は昭和26(1951)年に加盟。昭和56(1981)年の総会で「家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(第156号)と勧告(第165号)を採択した。

ILO156号条約では、各加盟国が育児や介護等の家族的責任を有する労働者についてそうした労働者のニーズに対応した措置を講じ、労働者一般の労働条件を改善することを義務づけている。

育児・介護休業法

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。従来の「育児休業に関する法律」では、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務づけていたが、これが介護休業を盛り込む形で改正され、平成11(1999)年4月1日から介護休業制度導入が義務づけられた。男女を問わず取得することができる。さらに、平成14(2002)年4月1日から、育児休業に準じる制度や勤務時間の短縮等の制度の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満へ引き上げられた。

エスカップ(ESCAP:アジア太平洋地域経済社会委員会)

国連の5つの地域委員会の1つで、昭和22(1947)年に設立された。

アジア太平洋地域の経済社会問題に対処することを任務としている。ESCAPの最高意思決定機関であるESCAP総会は閣僚レベルで毎年一回開催され、経済社会理事会に報告を行う。53の加盟国と9の準加盟国からなる。

NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織をいう。平成10(1998)年に、この組織に法人格を与え、活動を支援するため特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が成立した。

エンパワーメント

「力をつけること」をいい、みんなで力を合わせ、ともに力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力をもつこと。この言葉は昭和55(1980)年の第2回世界女性会議の頃より、南の国の女性たちのネットワークの中でスペイン語のEmpoderamientoという表現で語られ、英語のempowermentに訳されたといわれる。平成7(1995)年の第4回世界女性会議などでは「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。

か行

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表す。

高齢化

国連は、総人口に占める65歳以上の人口が7%を超えると「高齢化社会（人口）」、14%を超えると「高齢社会（人口）」と位置付けている。日本では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。また、介護を担っているのが圧倒的に女性であることや、高齢になるほど女性の割合が高いことから、高齢者問題は女性問題ともいわれている。

高齢化率

人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。

国際婦人年

昭和47(1972)年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際

婦人年とすることが決定された。また、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の10年」とした。

昭和50(1975)年、メキシコで「国際婦人年世界会議」が開催され、「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択された。

国籍法・戸籍法の改正

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律のこと。

国籍法の改正 (1) 子は、出生の時に父又は母が日本国民であれば日本国籍を取得する。(2) 日本国民の配偶者の帰化条件を男女同一にする。

戸籍法の改正 外国人と婚姻した日本人は、婚姻した日から6か月以内に届出をすることにより外国人配偶者の称している氏に変更することができ、離婚等により婚姻を解消したときは、その日から3か月以内に届け出ることにより婚姻の際に称していた氏に変更することができる。

国連婦人の10年

昭和50(1975)年の第30回国連総会において昭和51(1976)～昭和60(1985)年を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の10年」の中間にあたる昭和55(1980)年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60(1985)年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

子ども・子育てビジョン

今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョン。平成 22(2010)年 1 月に閣議決定された。

目指すべき社会への政策 4 本柱を「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という 2 つの基本的な考え方にに基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」と定め、施策を推進していく。

さ行

在宅勤務／在宅ワーク

出社を必要としない勤務形態のこと。

ジェンダー(社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的

に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

平成 19(2007)年、内閣府によって「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指す。

次世代育成支援対策推進法

平成 15(2003)年 7 月公布、平成 17(2005)年 4 月施行。

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、基本理念を定めるとともに、国や事業主が行動計画を策定するなど次世代育成をサポートするための基本法となる法律。

平成 21(2009)年 4 月には、これまでよりも急速に少子高齢化や人口減少が進むという厳しい見通しから一部改正が施行された。

少子化

一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率が、年々低下の一途であることに象徴されるような、子どもの数の減少現象をいう。主な原因としては晩婚化・非婚化があげられる。

少子・高齢化

少子化と高齢化をあわせた現象をいう。我が国の急激な高齢化は少子化によるところが大きい。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）

女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、法律、制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。

昭和 54(1979)年 12 月、第 34 回国連総会において採択され、昭和 56(1981)年 9 月に発効した。平成 16(2004)年 3 月 26 日現在の締約国数は 177 カ国。

我が国は昭和 55(1980)年 7 月に署名し、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科の男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60(1985)年に批准した。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから 1 年以内に第 1 次報告を、その後は少なくとも 4 年ごとに報告を提出することとなっている。

女性のチャレンジ支援

平成 14(2002)年 1 月開催の男女共同参画会議において、小泉内閣総理大臣から様々な分野における女性のチャレンジの促進について検討するよう指示があったことを受け、同会議では男女共同参画基本法第 22 条第 3 号に基づき調査審議を行い、平成 15(2003)年 4 月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見（「女性のチャレンジ支援策について」）を決定した。

この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際

などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及している。

また、①政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、②起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、③子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の 3 つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられている。

なお、女性のチャレンジ支援策の提言の中で特に重点的な取組として、次の 3 つの方策が示されている。

(1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

平成 22(2010)年までに指導的地位に示す女性の割合が少なくとも 30%になることを目指す。

(2) 身近なチャレンジモデルの提示

一人一人が具体的に自分にあつたチャレンジをイメージ、選択できるよう身近なチャレンジモデルを提示する。

(3) チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備

いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに必要な情報を効率的に得られるよう、情報のネットワーク環境を整備する。

ストーカー規制法

正式名称を「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といい、平成12(2000)年11月から施行された。この法律により規制されるのは、「つきまとい等」と、それが同一の人に繰り返し行われる「ストーカー行為」である。「つきまとい等」の定義は、特定の人に対する恋愛・好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行う①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、②監視していると告げる行為、③面会・交際の要求、④乱暴な言動、⑤無言電話・連続した電話・FAX、⑥汚物などの送付、⑦名誉を害すること、⑧性的羞恥心の侵害、と規定されている。しかし、規制の対象が恋愛・好意感情に基づく行為に限定されていることや警察の対応等について問題を指摘する声もあがっている。

生活介護支援サポーター

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、住民向けに養成研修を行い、一定の福祉・介護に関する知識や技術をもって高齢者への生活・介護支援サービスを行う担い手を養成する。養成講座を受講したサポーターは、地域の高齢者に対して、調理・買い物援助、通院への同行、防犯・防災への注意喚起、困りごと相談などを行う。

性差医療

男女比が圧倒的に一方の性に傾いている病態、発症率はほぼ同じでも男女間で臨床的に差を見るもの、いまだ生理的、生物学的解明が男性または女性で遅れている病態、社会的な男女の地位と健康の関連、といっ

た研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防措置へ反映することを目的とした医学・医療。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

世界女性会議

昭和50(1975)年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は昭和50(1975)年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は昭和55(1980)年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は昭和60(1985)年にナイロビで、第4回世界女性会議は平成7(1995)年に北京で開催された。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16(2004)年3月）では、セクシュア

ル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等がある。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

た行

男女共同参画会議

平成 13(2001)年 1 月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つ。

内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国务大臣 12 名と内閣総理大臣の任命する有識者 12 名により構成される。

所掌事務は、男女共同参画社会基本法第 22 条に以下のとおり掲げられている。

- (1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。
- (3) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。
- (4) 以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見
 - ①男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - ②政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12(2000)年12月12日に閣議決定された。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日に公布、施行された。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6(1994)年7月、内閣に設置された。

内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されている。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。昭和60(1985)年に制定されたが、その後改正され、平成11(1999)年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。

男女混合名簿

性別によって分けず、あいうえお順や生年月日順などによって男女を一緒にした名簿。学校等で広く用いられている「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」意識を生み出す原因になっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、男女混合名簿を導入する学校が増加している。

男女平等

男女平等とは、「性差による差別」を一切解消した状態をいう。「性差による差別」は、出産などの生物的、肉体的機能による区別を除くすべての社会的な男女格差のことをいう。社会的な男女格差の解消を目的に、男女どちらかだけを対象にした取組（ポジティブ・アクション）は「性差による差別」ではない。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画。

特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病予防のため平成20年から始まった健診。

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

女性、子ども、高齢者、障害者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいうが、女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女

性への暴力をいう。単に殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

な行

内閣府男女共同参画局

平成13(2001)年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。

この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られた。

男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能を担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進している。

認知症サポーター

介護に国民的理解を深め、専門職だけでは担いきれない支え手を一般市民に広げようとする動きの中で設置された制度。簡単な研修を受けて地域で認知症の人を支えようとする計画で、2010年度末に約170万人を達成した。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等農業経営の改善を図るための「農業経営改善計画」を作成し、市町村からその計画を認定された農業者をいう。税制上の特典や長期低利融資の配慮など、計画達成に向けて様々な支援措置を受けることができる。

は行

配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」

(平成16(2004)年6月公布、12月施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いため。

なお、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成14(2002)年4月1日から全面施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。

パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」という。平成5(1993)年6月制定、12月施行。この法律では、パートタイム労働者に対する雇用改善などが事業主の努力義務として定められている。

パワー・ハラスメント

権力や暴力を用いたいやがらせ。企業や教育現場等で、上役が権限や地位を利用して部下に対してとる態度。

北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力闘争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女兒 から構成されている。

放課後待機児童

共働きやひとり親家庭の小学生を放課後に預かる学童保育(放課後児童クラブ)を希望しても、定員超過などの理由で利用で

きない児童。

ポジティブ・アクション

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。積極的改善措置。

ま行

無償労働

賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味する。アンペイドワーク。

内閣府（旧経済企画庁）では、無償労働についての貨幣評価額を推計しているが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを受受する主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としている。

メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ら行

ライフスタイル

生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味をもっている。

労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の就業条件の整備」を目的に昭和61(1986)年に施行された法律で、施行当時の派遣労働者の適用対象業務は13業務だったが、平成8(1996)年に26業務に拡大された。その後、厳しさを増す雇用情勢と雇用形態の多様化を背景に、平成11(1999)年に、適用対象業務が原則自由となるなど改正が織り込まれ、改正労働者派遣法が成立・施行された。その後、契約の中途解除や打ち切りといったいわゆる「派遣切り」等が社会問題化し、仕事があるときだけ働く登録型派遣や、物の製造分野への派遣をいずれも原則禁止とするなど、規制強化の方向で見直しが進んでいる。

6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物をはじめとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

わ行

ワークシェアリング

働く人が仕事を分け合う労働形態で、少子高齢時代の働き方として注目されている。労働基準法の改正によって女性保護規定が撤廃され、女性も男性並みの残業、休日出勤を求められているが、現状では、家事・育児の負担が女性にかかる場合が多いため、仕事と家庭を両立できる働き方を求める声が高い。

ワンストップ・サービス

各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいう。

手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としている。

「女性のチャレンジ支援策について」（平成15(2003)年4月男女共同参画会議意見）においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言している。

A I N A N T O W N

愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）

— 平成23年度～平成27年度 —

男女がともにあゆみ育てるまち
— あいなんの創造 —



— 発行 —

愛媛県 愛南町

発行年月：平成23年4月

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

TEL：0895-72-1211（代表） FAX（0895）72-1214

<http://www.town.ainan.ehime.jp/>

